



2024

JA常陸の現況

JA常陸 REPORT



常陸農業協同組合

Hitachi Agricultural Co-operative

J A 綱 領

—わたしたちJAのめざすもの—

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA常陸は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2024 JA常陸の現況」を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年5月
常陸農業協同組合

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

JAのプロフィール

当JAは、平成26年8月に、JAひたちなか、JA茨城中央、JA茨城みどり、JA茨城みずほ、JA茨城ひたちの5JAが合併し、「JA常陸」として誕生しました。

◇設 立	平成26年8月
◇本店所在地	茨城県常陸太田市山下町3889
◇出 資 金	68億5,406万円
◇総 資 産	3,491億5,620万円
◇単体自己資本比率	12.44%
◇組合員数	51,855(法人、団体含む)
◇役員数(令和6年5月1日現在)	56人
◇職員数	1,153人
◇支店・営農経済センター数	21支店・6営農経済センター

目 次

	ページ
基礎資料編	1
ごあいさつ	2
経営理念・行動指針	3
基本方針、経営管理体制	4
事業の概況(令和5年度)	5
事業活動のピックス(令和5年度)	7
農業振興活動	8
地域貢献情報	9
リスク管理の状況	12
自己資本の状況	20
系統セーフティーネット(貯金者保護の取り組み)	21
事業のご案内	22
協同会社	33
JAの概況・組織	34
機構図	34
役員構成	36
組合員数	37
組合員組織の状況	38
地区一覧	43
店舗等のご案内	43
特定信用事業代理業者の状況	46
会計監査人の名称	46
経営資料編	47
決算の状況	48
貸借対照表	48
損益計算書	50
注記表	52
剰余金処分計算書	84
部門別損益計算書	86
会計監査人の監査	86
損益の状況	87
最近の5事業年度の主要な経営指標	87
利益総括表	87
資金運用収支の内訳	88
受取・支払利息の増減額	88
経営諸指標	89
利益率	89
貯貸率・貯証率	89
職員一人当たり及び一店舗当たりの指標	89
貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額	90
各事業の実績	91
信用事業	91
共済事業	100
購買事業	102
販売事業	103
保管事業	104
加工事業	104
利用事業	105
宅地等供給事業	105
その他の事業	106
指導事業	107
直売事業(直売所・インショップ等)	107

目 次

ページ

自己資本の充実の状況編	109
自己資本の構成に関する事項	110
自己資本の充実度に関する事項	112
信用リスクに関する事項	114
信用リスク削減手法に関する事項	118
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	120
証券化エクスポージャーに関する事項	120
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	120
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	121
金利リスクに関する事項	122
連結情報編	125
グループの概況	126
グループの事業系統図	126
子会社等の状況	126
連結事業概況(令和5年度)	127
最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	127
連結貸借対照表	128
連結損益計算書	130
連結キャッシュ・フロー計算書	132
連結注記表	134
連結剰余金計算書	165
農協法に基づく開示債権	165
連結事業年度の事業別経常収益等	165
連結自己資本の充実の状況	166
自己資本の構成に関する事項	167
自己資本の充実度に関する事項	169
財務諸表の正確性等にかかる確認	171
信用リスクに関する事項	172
信用リスク削減手法に関する事項	176
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	177
証券化エクスポージャーに関する事項	177
オペレーショナル・リスクに関する事項	177
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	178
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	179
金利リスクに関する事項	179
法定開示項目掲載ページ一覧	180

基礎資料編

ごあいさつ



代表理事組合長

秋山 豊

組合員、地域の皆さまには日頃からJA常陸の事業・組織運営についてご利用、ご参加をいただき心から感謝申し上げます。

お陰様でJA常陸も平成26年8月に5JAが合併して以来、令和6年8月で10年を迎えることとなりました。皆さまのご支援、ご協力に重ねて感謝申し上げます。

令和5年度は新型コロナウイルスが収まりをみせ景気が回復基調となりましたが、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化し、円安も加わり肥料・飼料・燃料等の物価高騰が継続しております。JAとしましては、政府や県等へ農家への支援要請を行い、肥料値上がりへの支援や飼料価格補填継続を要請し、一部ですが実現してきました。JAにおいても価格の据置期間の設定や単肥等の価格抑制、出資配当金の上乗せなど可能な限りの支援をしてまいりました。

他方、JA常陸は北関東一の規模を持つJAとして内外から多くの期待を寄せられ、お陰様で10期連続の黒字経営となりました。しかしながら、令和5年3月に小規模ながら横領事件が発生し、県から報告徴求命令を受けることとなり、皆さまには大変申し訳ない次第です。命令を受け、これまで以上の管理機器の導入や職員教育の強化をいたしました。

令和6年度におきましては、農業面では販売高100億円(現在95億円)を目標とした各作目・直売所の販売力強化による農家所得の増大を中心に取り組みます。また有機農業の拡大や環境問題、学校給食に貢献する農業の推進に取り組みます。経営面では支店機能再編と組合員サービスの維持強化、共済事業と物流の改革、そしてコンプライアンスの徹底に取り組みます。

ウクライナ紛争の長期化や災害の多発など環境変化が激しい時代ですが、このような時ほど、組合員そして地域の皆さまとの協同活動を強め、生活の防衛にあたるべきと考えます。

役職員が一丸となり組合員、地域の皆さまの生活向上、組合の信頼性の向上を目的に事業を行ってまいりますので、ご協力、ご支援いただきますよう心からお願い申し上げます。

令和6年5月
常陸農業協同組合
代表理事組合長 秋山 豊

経営理念・行動指針

●JA常陸の経営理念

農を通じて、真の豊かさ、真の生きがいを地域の人々とともに創出します。

●JA常陸の使命(ミッション)

「一人は万人のために、万人は一人のために」の精神に基づき、相互に助け合い、支え合いながら地域社会の発展に貢献します。

多様な農業を守り、消費者に安全・安心な農畜産物・加工品を安定的に供給します。

地域住民・組合員の一步前を歩き、豊かさや夢のある暮らしを提案します。

●JA常陸の行動指針 ～3つのC～

Compliance[法令遵守]

一人ひとりがJA役職員としての自覚を持ち、コンプライアンスの徹底に努めます。

Communication[コミュニケーション]

対話と傾聴によって、組合員・利用者の声に真摯に耳を傾け、誠実に行動します。

Challenge[挑戦]

挑戦することを重んじ、絶えず新しい価値の創造を目指します。

基本方針

訪問活動や座談会を通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線で必要な取り組みについて3つの柱のひとつである「Ⅰ. 農業」の取組事項を実践し重点目標である「農業者の所得増大」の実現に取り組みます。

また、自己改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることでPDCAサイクルを回し、自己改革を着実に実践します。

Ⅰ. 農業

＜重点目標＞ 農業者の所得増大

＜重要戦略＞

1. 地域を支える多様な担い手の確保と経営力強化
2. 所得増大に向けた生産力強化
3. 所得増大に向けた販売力強化

Ⅱ. 地域・くらし

＜重点目標＞ 持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立

＜重要戦略＞

1. JAくらしの活動による地域貢献活動の展開
2. 女性・青年農業者の活躍促進

Ⅲ. 組織・経営

＜重点目標＞ 農業、地域・くらしを支える組織・事業基盤強化

＜重要戦略＞

1. 地域・組織・事業基盤を支える「人財」の育成・確保
2. 収益構造並びに社会情勢の変化に対応したJA経営基盤の確立・強化
3. JA事業・活動に対する組合員の意思反映・運営参画の強化

☆情報発信への取り組み ～JAグループらしい積極的・効果的な情報発信～

＜重要戦略＞

1. JAグループ茨城広報戦略に基づく対外広報の展開
2. 有益な情報のグループ内での共有と利活用の促進
3. 農業政策等のグループ共通課題の情報収集と機敏な対応

経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況(令和5年度)

◇経営環境と令和5年度の業況・事業実績・損益状況の概要

令和5年度は、生産資材やエネルギー価格の高騰、高病原性鳥インフルエンザ流行による鶏卵不足、記録的な猛暑による米の等級低下など、食料を巡るリスクがあらわになった年でした。

令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に引き下げられ、行動制限の措置がなくなりました。低迷していた飲食や娯楽などのサービス消費やインバウンド需要が回復した一方で、国際情勢や円安の影響により原材料の価格や物流費などは高騰。飼料や肥料、農薬の価格高騰が長引き農業経営を圧迫していますが、農畜産物の価格転嫁はあまり進まず、農家の経営は厳しさを増しています。

経済活動の本格化とともに多くの業種で人手不足が顕在化しました。物価高や人材確保のため賃上げは避けられない状況となっており、8月に公表された各都道府県の最低賃金改定額が、全国平均で初めて時給1,000円を超えました。運送業や建設業などの時間外労働の上限規制により発生する「2024年問題」など今後も人手不足が続くとみられ、人材確保と労働生産性の向上が急務となっています。

世界的に記録的な猛暑が続き、統計開始以降最高の年平均気温を更新しました。世界各国で気象災害が相次ぎ、日本でも高温や豪雨、豪雪といった異常気象が常態化しつつあります。国連のグテーレス事務総長が「地球沸騰化の時代が到来した」と告げるなど、世界各地で気候変動対策の強力な推進が求められています。

食料安全保障の確保に向け政府は6月、農林水産省の食料・農業・農村基本法の見直し方針となる「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を決定しました。食料安全保障の強化、農林水産物・食品の輸出促進、環境負荷の低減、スマート農業の4項目を柱として掲げ、改正案の法制化に向けた作業を加速化させています。

事業利益4億1,517万円(計画対比197.7%)、経常利益5億2,829万円(計画対比177.4%)となりました。また機能別店舗再編等に伴う固定資産減損処理として2億517万円を計上したことにより、税引後当期剰余金は1億3,743万円となりました。

◇決算概況をふまえ対処すべき組合の課題

当組合は、平成26年8月の合併以降、度重なる不祥事を発生させており、都度再発防止対策に取り組んでまいりました。しかし、令和5年3月、道の駅ひたちおおた「黄門の郷」において現金横領の不祥事案を発生させてしまい、組合員・利用者及び関係機関の皆さまに、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしました。

今回の不祥事により、茨城県から農業協同組合法第93条第1項に基づく「報告徴求命令」を受け、全国農業協同組合中央会から「取組指標を満たしていないJA」の指定、また農林中央金庫からJAバンク基本方針に基づく「要改善JA(不祥事点検基準)」の指定を受けております。

当組合は、今回の不祥事発生後、その原因究明と当組合の問題点を踏まえた「不祥事再発防止策」を策定し、役職員が一丸となりコンプライアンス遵守を最優先に掲げ取り組みを実践してまいりました。組合員及び利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくため、内部統制の構築・運用に努め、全役職員がコンプライアンス意識を高く持ち、業務を遂行するとともに健全な経営に取り組んでまいります。

◇令和5年度決算の概要と主要業務の概況

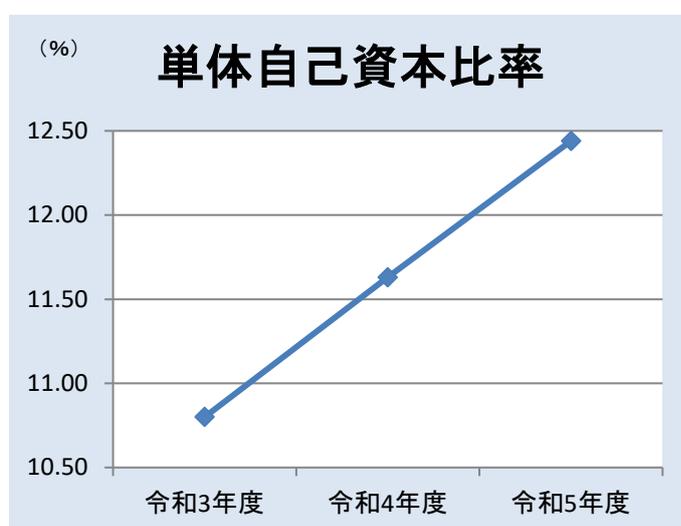
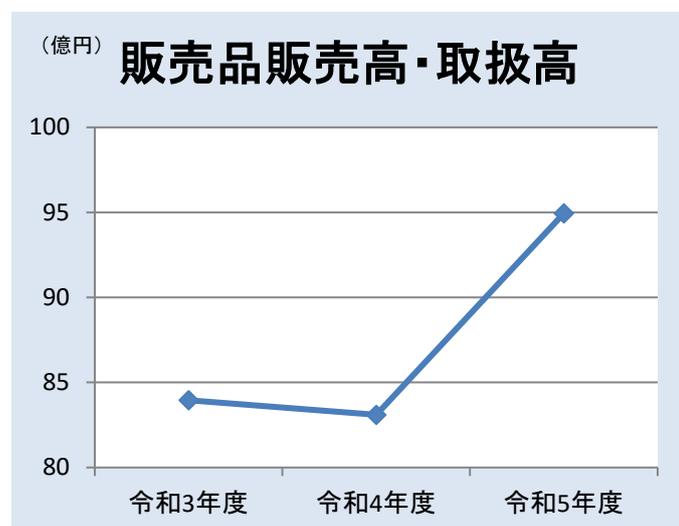
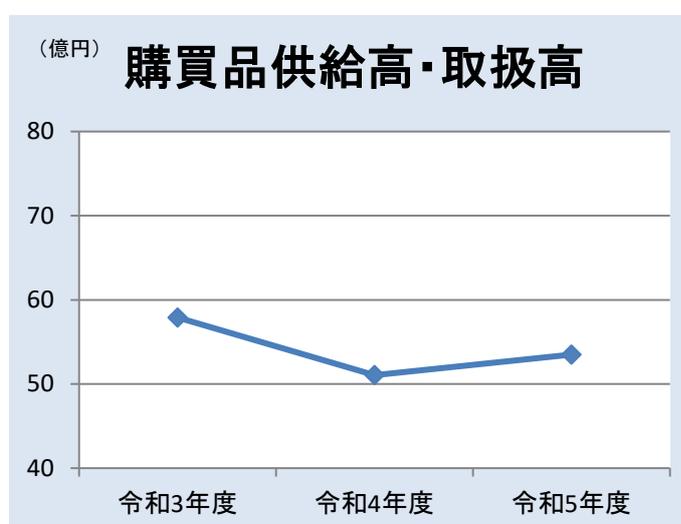
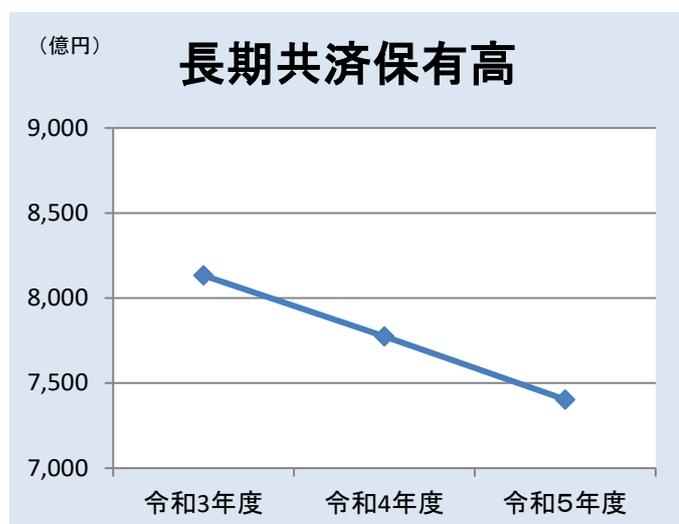
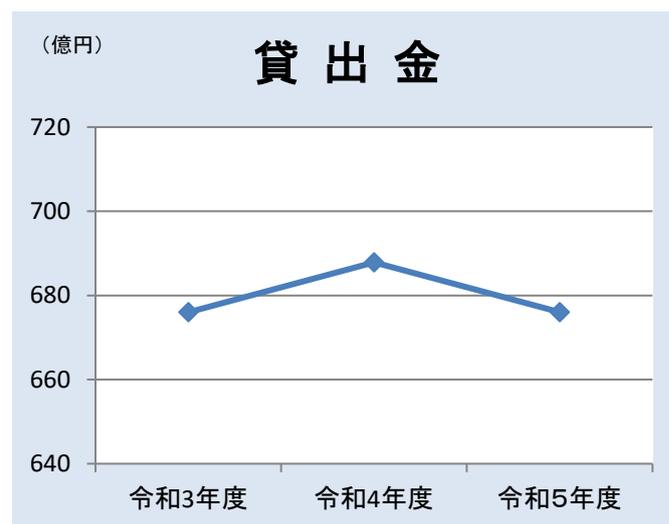
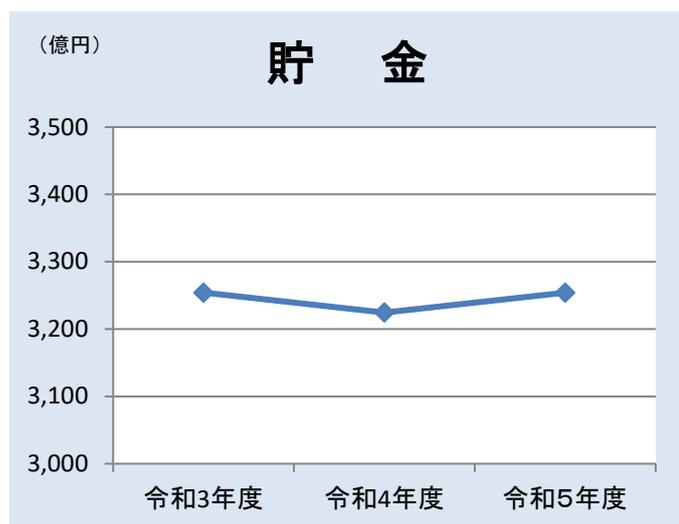
資産・負債・純資産の状況

総資産は3,491億5,620万円、負債は3,342億4,781万円、純資産は149億839万円となりました。

損益の状況

事業総利益は57億3,614万円、事業管理費は53億2,096万円、事業利益は4億1,517万円を計上しました。

主要業務別実績



事業活動のピックス(令和5年度)

◇ 機能別店舗再編の実施

社会情勢の変化に対応し、持続可能なJA経営基盤の確立・強化を目的とした機能別店舗再編を実施しました。10月28日に瓜連支店を那珂支店に、山方支店を大宮支店に、水府支店を金砂郷支店に統合しました。11月25日には五浦支店を北茨城支店に、日高支店と中里支店を日立支店に統合しました。

再編した店舗は信用・共済事業の遠隔相談や購買事業を行うふれあいプラザとして瓜連と山方は11月6日に、五浦と日高は12月4日にオープンしています。水府支店には太田営農経済センターの営農部門が常陸太田市大里町より移転しました。



◇ 津田直売所がリニューアルオープン



火災被害により休業していた津田直売所が、4月にリニューアルオープンしました。令和4年9月に発生した火災により建物が被害を受けて営業を中止していましたが、同年11月からは店舗駐車場に設置したテントで仮営業を続けてきました。その間に店舗の全面改修を進め4月6日にリニューアルオープンとなりました。

当日は多くの人々が訪れ、開店前にはセレモニーも行われ、購入者には花苗がプレゼントされるなど賑わいをみせました。

◇ 奥久慈の枝物で来場者をおもてなし

茨城県で開催された第46回全国植樹祭や先進7カ国(G7)内務・安全担当相会合において、奥久慈枝物部会が枝物作品の展示を行いました。

部会では250種類以上の枝物を生産しており、主力ブランドである「奥久慈の花桃」は東京や大阪等の市場に向け出荷されています。会場に展示された作品はそれぞれ約10種類の枝物をふんだんに使用した、高さ4メートル超の大型のアレンジで部会員が手がけました。迫力ある作品は来場者の目を楽しませていました。



農業振興活動

◇ 新規栽培希望者向け説明会開く

産地力強化を目的とした新たな担い手の確保のため、新規就農者や栽培希望者を対象とした説明会を開催しています。

地域農業改良普及センターと連携し、7月に笠間市で開かれた小菊の説明会では、次年からの出荷を目指して新規就農者や稲作農家ら6名が参加しました。JA担当者から小菊の栽培管理や出荷スケジュール、収益性等について説明を受けた後に笠間地区花き部会員のほ場を見学し、意見交換を行いました。



◇ 有機米に取り組み学校給食へ提供



持続可能な食料システムの構築に向けた「みどりの食料システム戦略」の実現のため、令和5年度より常陸大宮市と連携を取り、水稻コシヒカリの有機栽培を始めています。約3.9haの水田で、化学的に合成された肥料や農薬を使用せずに環境への負荷をできる限り低減した生産方法で栽培しました。

初年度の収量は約10トンとなり、食味値85のブランド米に匹敵する出来となりました。収穫したお米は同市の学校給食に提供されています。

◇ 水田除草の労力軽減に向けた実演会の開催

農作業の省力化・効率化に向け、水稻用一発処理除草剤の散布実演会を常陸太田市のほ場で開き、生産者やメーカーらが参加しました。軽量かつ自己拡散性があるこの除草剤は、イボクサやクサネム等の水田雑草に効果があり、ほ場に入らずに畦畔からの風上散布が可能です。従来の除草剤より作業が効率化され、農作業の労力軽減が期待できるため、普及に力を入れています。



地域貢献情報

◇ 地域貢献情報

□全般に関する事項

当JAは、ひたちなか市、東海村、那珂市、笠間市、城里町、常陸大宮市、大子町、常陸太田市、北茨城市、高萩市、日立市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金はその大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

□地域からの資金調達状況

当JAの令和6年1月末の貯金残高は、3,254億303万円で、組合員、利用者の皆さまのニーズに応えるため、定期貯金や定期積金の各種キャンペーンを実施しています。

さらに、年金受給者で組織する「年金友の会」はグラウンドゴルフ大会等を実施しています。

□地域への資金供給の状況

(1)貸出金残高(令和6年1月31日現在): 676億237万円

うち 組合員 : 633億8,829万円

うち 地方公共団体等 : 38億5,824万円

(2)制度融資取扱状況

地域農業の振興と農業経営維持安定、生産拡大に必要な資金を低利で融資する「農業近代化資金」、「アグリマイティ資金」、認定農業者の方にJAグループと茨城県が利子助成し金利0%となる「新認定農業者育成特別資金」を取り扱っています。

(3)地域の農業者等の資金ニーズへの取り組み

組合員をはじめ、地域の皆さまの暮らしの発展に寄与できる「住宅ローン」、「マイカーローン」、「教育ローン」、「カードローン」など、さまざまな融資商品をご用意しています。

また、農業者の経営状況や作物に応じた資金需要に適確に対応するため、既存資金の利用拡大と同時に様々な資金メニューへの取り組みを行っております。

□文化的・社会的貢献に関する事項

利用者のネットワーク化として、近年は新型コロナウイルスの影響により実施できていない年もありましたが、年金友の会を通じてグラウンドゴルフ大会の開催を行い、地域の活性化を図っています。

□事業継続計画(BCP)への取り組み

【基本方針】

常陸農業協同組合は、災害時においても事業継続を行うことに最大限努め、以下に定める基本方針に基づき行動することをここに宣言します。

(1)人命保護を最優先し、被害を最小化するよう努めます

当組合は、災害時において組合員、地域住民、役職員の安全を最優先に行動し、災害による二次的な被害が拡大しないよう、最大限の努力を行います。

(2)備蓄の確保や訓練を徹底し、事前の備えに努めます

当組合は、災害時に必要な設備、物資を備え、役職員が適切に行動するために権限を明確にし、組合の定める事業継続計画に則って行動できるよう周知します。

(3)重要な業務を継続し、社会的責任を果たすよう努めます

当組合は、災害時における社会的責任を果たすため、多様な利害関係者と連携し、災害時にも継続すべき業務を遂行できるよう事業継続計画を定めます。

【訓練】

令和5年3月にJA常陸独自のBCP訓練を実施しました。また令和5年7月にJAグループ茨城BCP統一訓練として、地震発生を想定した役職員の初動対応等の確認訓練を実施しました。

◇地域密着型金融への取り組み(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む)

□農業者等の経営支援に関する取組方針

農業及び地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割のひとつと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおり、金融円滑化にかかる基本方針として次のとおり制定しています。

《金融円滑化にかかる基本方針》

常陸農業協同組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、取り組んでまいります。

□農業者等の経営支援に関する態勢整備

- 当JAは、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し、対応するため必要な事項を定めています。
- ・利用者の経営実態を踏まえて、適切に新規融資や条件変更等を行うことの確保
 - ・債務者の経営実態を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うことの確保
 - ・与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関し、利用者に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保
 - ・経営者保証に関するガイドラインに基づく適切な対応を含め、その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要な措置が適切に行われることの確保

□ライフサイクルに応じた担い手支援

(1)新規就農者の支援

当JAでは、新規就農者の経営と生活をサポートするため、日本政策金融公庫の青年等就農資金の相談窓口となっております。

(2)負債整理資金による経営支援

当JAでは、農業者の経営再建を支援するため、農家負担軽減支援特別資金などの負債整理資金を取り扱っています。

□経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み

当JAは、担い手金融リーダーを設置しており、担い手農業者からの資金需要に対応できるように取り組んでいます。また、農業融資機能強化に向けた取り組みをサポートすべく組合員宅や農業法人への同行訪問、借入相談のバックアップ等を実施しています。さらに、農業者の多様なニーズに応じていくため、信用・営農経済事業等との連携を強化し、担い手金融リーダー会議・情報交換会議等を開催しています。

リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

さらに、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

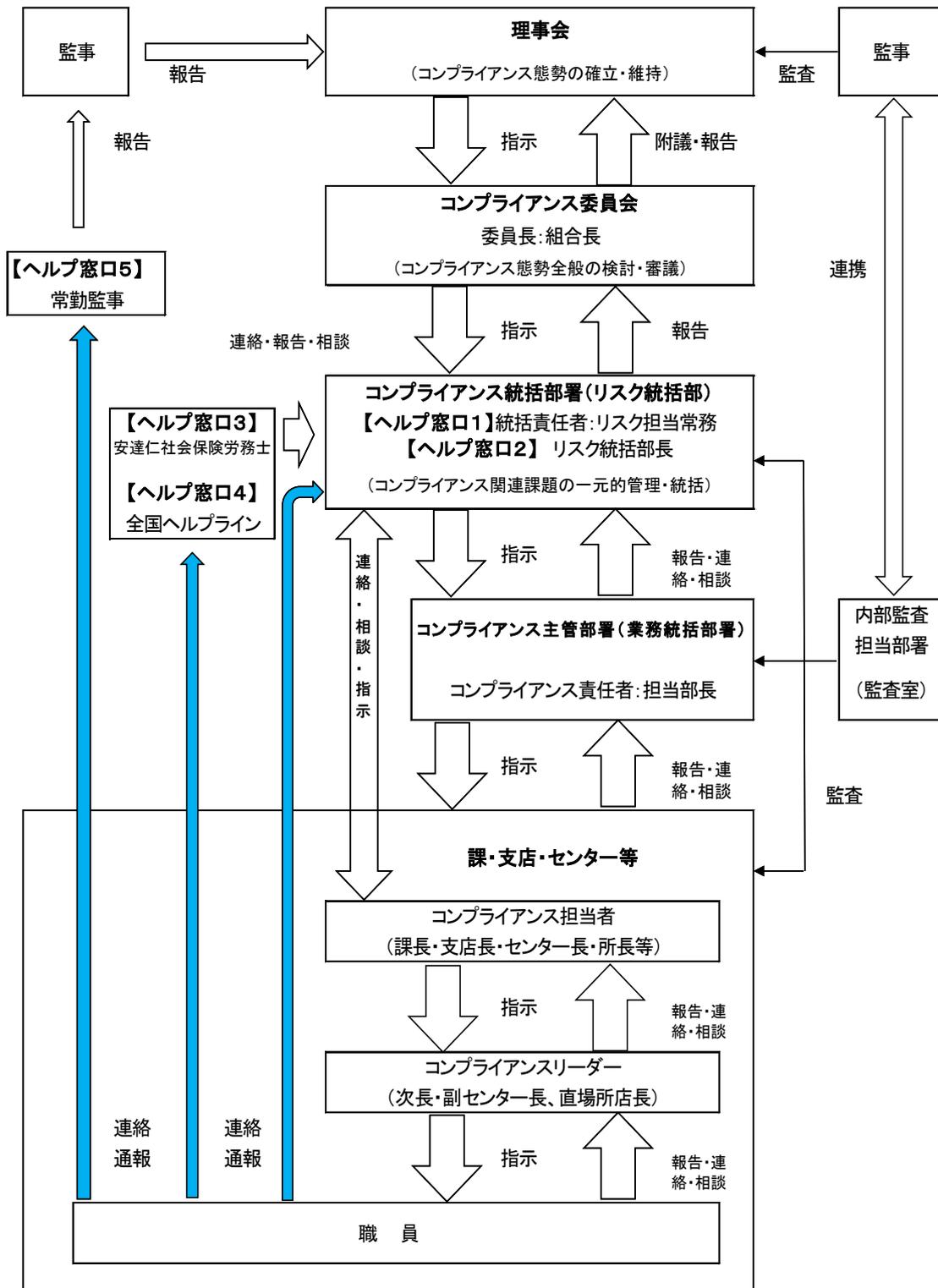
当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、各部に事務リーダーを設置し、事業所の巡回点検・指導や所属長による自主検査・自店検査や所属長等によるクロスチェック(他事業所の現金精査の点検等)を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA事業継続計画(BCP)」を策定しています。

〔リスク管理体制図〕



◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

【前文】

- JA常陸は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- JA常陸は、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

当JAでは、組合員及び利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、コンプライアンスを遵守し、内部統制の構築や運用を図るために策定しました「内部統制システム基本方針」に基づき、健全性の高い経営に向けて取り組んでおります。

内部統制システム基本方針

平成31年2月1日制定
令和5年3月1日改訂
令和6年3月1日最終改訂
常陸農業協同組合

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

◇ 金融ADR体制への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

【信用事業】

電話：0294-72-9128

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

【共済事業】

電話：0294-72-9133

受付時間：午前8時30分～午後5時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電話：03-3581-0031

受付時間：午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電話：03-3595-8588

受付時間：午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電話：03-3581-2249

受付時間：午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）
（電話：03-6837-1359・受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く））
にお申し出下さい。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせ下さい。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、

①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、組合のリスクを評価し、JAの本店・支店のすべてを対象としたリスクアプローチ監査等を内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年1月末における自己資本比率は、12.44%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	常陸農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6,853百万円（前年度6,496百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティーネット(貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティーネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内(信用事業)

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

また、万が一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JA系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆さまへのご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

□当JAの主な取扱商品 (令和6年4月1日現在)

種 類	特 色	預入期間	預入単位等
普通貯金	自由に預入、払戻ができ公共料金の自動支払い、年金・給与などの自動受け取りなどにご利用いただけます。	期間と出し入れ自由	お預入れは1円以上 1円単位
総合口座	1冊の通帳に「借りる」・「使う」・「貯める」の3機能がセットされています。普通貯金に定期貯金をセットすることで自動融資機能を持たせた大変便利な通帳です。	期間と出し入れの自由	お預入れは1円以上 1円単位 ご融資利率 セットされた定期貯金の 利率プラス0.5%
スーパー定期	満期日を自由に設定でき、とても身近な定期貯金(商品)です。	1か月以上5年未満	お預入れは1円以上 1円単位
大口定期貯金	大口資金の運用に有利で安全確実な商品です。	1か月以上5年未満	お預入れは1,000万円以上 1円単位
定期積金	目標式と定額式があり、ご計画にあわせて毎月一定額を一定期間、無理なくコツコツと蓄える貯金です。	6か月以上5年未満	掛込額は1,000円以上 1円単位

(注)金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用下さい。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

□当JAの主な取扱商品 (令和6年4月1日現在)

種 類	お使いみち	ご利用 いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証	担保
多目的ローン	使途自由(生活に必要な資金)	18歳以上75歳未満 最終返済時満80歳 未満の方	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内	元利均等 返済	茨城県 農業信用 基金協会 の保証	不要
マイカーローン	自動車の購入等 他行からの 借換資金	18歳以上75歳未満 最終返済時満80歳 未満の方	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 10年以内			
教育ローン	入学金・授業料 等の学費他	18歳以上の方で 最終返済時満71歳 未満の方		6ヶ月以上 最長15年 以内			
農業ローン	営農に必要な資金	18歳以上の方で 最終返済時満71歳 未満の方	10万円以上 300万円以内	6ヶ月以上 5年以内			
住宅ローン	住宅・土地に関する 資金	18歳以上66歳未満 の方で最終返済時 満80歳未満の方	50万円以上 1億円以内	3年以上 40年以内	元利均等 返済 元金均等 返済	融資対象物件 及びその敷地	

(注)上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意のうえご利用下さい。

(詳しくは窓口にてご確認ください。)

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

全21支店中10支店において、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かりの業務を行っております。また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

信用事業手数料一覧

※各種手数料には消費税が含まれています。

■為替手数料一覧

◆窓口取引による手数料

種類		3万円未満 (1件につき)	3万円以上 (1件につき)
振込手数料	同一店内あて	110円	330円
	本支店間あて	220円	440円
	県内系統金融機関あて	220円	440円
	県外系統金融機関あて	220円	440円
	他金融機関あて	電信扱 550円 文書扱 440円	770円 660円
送金手数料	系統金融機関あて	440円	440円
	他金融機関あて(送金小切手)	660円	660円
電子交換所取立		1通につき	880円
個別取立		1通につき	1,100円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1件につき	660円
	不渡手形返却料	1通につき	1,100円
	取立手形組戻料	1通につき	1,100円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	1,100円
	ただし、1,100円を超える取立費用を要する場合はその実費とする。 離島回金料		無料

◆自動化機器取引による振込手数料

振込先 振込金額	同一店内	当JA本支店間	県内JA	県外JA	他金融機関
3万円未満	無料	110円	110円	220円	330円
3万円以上	無料	220円	220円	330円	550円

◆定時自動送金による手数料

振込先 振込金額	同一店内	当JA本支店間	県内JA	県外JA	他金融機関
3万円未満	無料	110円	110円	220円	220円
3万円以上	無料	220円	220円	330円	440円

※定時自動送金には別途口座振替手数料が55円かかります。

◆FD・MT・ファイル伝送による総合振込手数料

振込先	同一店内	当JA本支店間	県内JA	県外JA	他金融機関
1件当たり	無料	220円	220円	220円	440円

◆JAデータ伝送サービス(ADP)による手数料

月額基本料	5,500円/月
任意ファイル転送サービス	33,000円/月

※振込手数料、総合振込手数料、給与・賞与振込手数料については、「法人JAネットバンキング取引による手数料」の各項目に準ずる。

◆媒体持込手数料

口座振込・口座振替のための媒体持込1回あたり	11,000円
------------------------	---------

◆決済手数料

	法人JAネットバンキング・ JAデータ伝送サービス(ADP)	媒体・データ伝送	帳票
口座振込手数料	55円	77円	165円
口座振替手数料	55円	77円	165円
口座確認手数料	33円	33円	—

■「JAネットバンキング」ご利用手数料及びサービス内容

◆サービス利用手数料無料となります。

◆サービス内容

ご利用内容	
残高照会	事前に申し込みいただいたご利用口座のご照会時点の残高がご照会いただけます。
入出金明細照会	事前に申し込みいただいたご利用口座の入金明細(最大3ヶ月)がご照会いただけます。
振込	事前に申し込みいただいたご利用口座から、当JAを含む全国のJA本支店及び他行の国内支店への振込(電信扱い)がご利用いただけます。

◆振込手数料

振込先 振込金額	同一店内	当JA本支店間	県内JA	県外JA	他金融機関
3万円未満	無料	110円	110円	220円	220円
3万円以上	無料	220円	220円	330円	440円

■「法人JAネットバンキング」ご利用手数料及びサービス内容

◆サービス利用手数料

基本サービス	1,100円/月
基本サービス + データ伝送サービス	3,300円/月

◆振込手数料

振込先 振込金額	同一店内	当JA本支店間	県内JA	県外JA	他金融機関
3万円未満	無料	110円	110円	220円	220円
3万円以上	無料	220円	220円	220円	440円

◆振替手数料無料となります。

◆総合振込手数料(1件あたり)

振込先 振込金額	同一店内	当JA本支店間	県内JA	県外JA	他金融機関
3万円未満	無料	110円	110円	220円	220円
3万円以上	無料	220円	220円	220円	440円

◆給与・賞与振込手数料(1件あたり)

振込先 振込金額	同一店内	当JA本支店間	県内JA	県外JA	他金融機関
3万円未満	無料	無料	110円	110円	330円
3万円以上	無料	無料	110円	110円	330円

■自動化機器による取引先手数料

※祝(休)日には、1月2日、1月3日を含む。

※12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとする。

(1)農協内貯金ネット、県内農協貯金ネット、全国農協貯金ネットによる利用の場合

区分	ご利用時間	支払・入金		
		農協内ネット (自店含む)	県内ネット	全国ネット
平日	8:00～ 8:45	無料	無料	無料
	8:45～18:00	無料	無料	無料
	18:00～21:00	無料	無料	無料
土曜	8:00～ 8:45	無料	無料	無料
	8:45～14:00	無料	無料	無料
	14:00～21:00	無料	無料	無料
日曜	8:00～21:00	無料	無料	無料
祝(休)日	8:00～21:00	無料	無料	無料

(2)業態間(MICS)提携、JFマリンバンク提携による利用の場合

区分	ご利用時間	支 払		
		業態間提携	うち三菱UFJ銀行	JFマリンバンク提携
平日	8:00～ 9:00	110円	8:00～8:45 110円	無料
	9:00～18:00	110円	8:45～18:00 無料	無料
	18:00～21:00	220円	110円	無料
土曜	8:00～ 9:00	220円	110円	無料
	9:00～14:00	110円	110円	無料
	14:00～21:00	220円	110円	無料
日曜	8:00～21:00	220円	110円	無料
祝(休)日	8:00～21:00	220円	110円	無料

■郵貯提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードにより郵貯のATMを利用して現金の払い出し(支払取引)・預け入れ(入金取引)が行われた場合の手数料。

区分	ご利用時間	料金基準	手数料
平日	8:00～ 8:45	取引1件につき	220円
	8:45～18:00	取引1件につき	110円
	18:00～21:00	取引1件につき	220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき	220円
	9:00～14:00	取引1件につき	110円
	14:00～21:00	取引1件につき	220円
日曜日	8:00～21:00	取引1件につき	220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引1件につき	220円

■セブン銀行提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードによりセブン銀行のATMを利用して現金の払い出し(支払取引)・預け入れ(入金取引)が行われた場合の手数料。

区分	ご利用時間	料金基準	手数料
平日	8:00～ 8:45	取引1件につき	220円
	8:45～18:00	取引1件につき	110円
	18:00～21:00	取引1件につき	220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき	220円
	9:00～14:00	取引1件につき	110円
	14:00～21:00	取引1件につき	220円
日曜日	8:00～21:00	取引1件につき	220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引1件につき	220円

■コンビニATM2社提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードによりコンビニATM2社(株式会社イーネット・株式会社ローソン銀行)が設置するATMを利用して現金の払い出し(支払取引)・預け入れ(入金取引)が行われた場合の手数料。

区分	ご利用時間	料金基準	手数料
平日	8:00～ 8:45	取引1件につき	220円
	8:45～18:00	取引1件につき	110円
	18:00～21:00	取引1件につき	220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき	220円
	9:00～14:00	取引1件につき	110円
	14:00～21:00	取引1件につき	220円
日曜日	8:00～21:00	取引1件につき	220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引1件につき	220円

■手形帳・小切手帳交付、通帳・証書再発行等

項目	料金基準	金額	備考
自己宛小切手発行	1枚につき	550円	
手形帳交付	1冊につき	880円	
小切手帳交付	1冊につき	660円	
ICキャッシュカード発行	1枚につき	無料	
クレジット一体型ICキャッシュカード発行	1枚につき	無料	
通帳再発行	1冊につき	1,100円	盗難、紛失等貯金者からの依頼に基づき再発行分
証書再発行	1冊につき	1,100円	
キャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円	
ICキャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円	
クレジット一体型ICキャッシュカード再発行	1枚につき	550円	
残高証明書発行	1冊につき	550円	窓口発行分
取引履歴明細表発行	1年につき	550円	
取引履歴明細表発行	1か月につき	55円	1年未満の場合
その他各種証明書発行	1枚につき	550円	
地公体税金納付取次	1枚につき	550円	

■円貨両替手数料

両替枚数	1枚～ 100枚	101枚～ 300枚	301枚～ 500枚	501枚～ 1,000枚	1,001枚～
手数料	無料	330円	330円	440円	1,000枚毎に 330円加算

※両替枚数は、持参現金の合計枚数が受け取る合計枚数のいずれが多い方の枚数と致します。

ただし、一万円札は取扱枚数に含まれません。

また、同一金種への新券への交換、損券・損貨の交換、記念硬貨の交換については無料となります。

■金種指定払戻手数料・店頭硬貨整理手数料

入出金枚数	1枚～ 100枚	101枚～ 500枚	501枚～ 1,000枚	1,001枚～
手数料	無料	無料	330円	1,000枚毎に 330円加算

※入出金枚数は、持参現金の合計枚数が受け取る合計枚数のいずれが多い方の枚数と致します。

ただし、一万円札は取扱枚数に含まれません。

また、国税、県税、市税の納付の場合は手数料は無料となります。

■未利用口座にかかる管理手数料

2021年10月1日以降に開設され、2年間ご利用のない残高10,000円未満の「未利用口座」を対象とする管理手数料。

商品	金額
普通貯金口座(一般・総合・営農・こども) 貯蓄貯金口座	1,320円

事業のご案内(共済事業)

JA共済は、『相互扶助(助け合い)』を事業理念としています。

～人と人との「絆」を深めたい～

「一人は万人のために、万人は一人のために」の精神に基づき、農家組合員・利用者の皆さまに「安心」と「満足」を提供します。

◇ 組合員・利用者の皆さまとのつながりの強化

JA共済では、「安心は会うことから始まります」を合言葉に、LA(ライフアドバイザー)が組合員・利用者の皆さまへ一軒一軒訪問し、コミュニケーションの強化を図り、ニーズを踏まえた保障提供に取り組んでおります。3Q訪問活動を通じ、皆さまに「安心」と「満足」の提供を行っております。



◇ ひと・いえ・くるまの総合保障の提供



JA共済は、組合員・利用者の皆さまの生活全般に潜むリスクに幅広く対応するため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。一人ひとりのライフスタイルにあった保障を提供することで、皆さまの暮らしのパートナーとして「安心」と「満足」をお届け致します。

◇ 支払査定サービスの強化

組合員・利用者の皆さまへのサービスを充実させるため、自動車共済については、24時間365日の事故受付対応を行っています。さらに、夜間休日現場急行サービスや、レッカー・ロードサービスなども実施しております。入院・手術・死亡時のご請求や火災・落雷・自然災害のご請求も迅速・丁寧な対応を心掛け取り組んでおります。

事故の時には

24時間・365日、フリーダイヤルで事故の受付やアドバイスを実施しています。


0120-258-931

PHS OK
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

事業のご案内(購買事業)

購買事業は、農作物の生産に必要な生産資材や毎日の暮らしに欠かせない生活物資を、組合員や地域の皆さまに提供する事業です。

◇ 生産資材

肥料・農薬・飼料・保温資材・包装資材・種苗など、農作物生産に必要な資材を、予約購買を基本に良質で安価な資材の安定供給に努めています。



◇ 生活物資

食料品・耐久財・衣料品・日用雑貨など、安全・安心な毎日の暮らしに欠かせない商品の供給に努めています。



◇ 農業機械・自動車

地域の農機・自動車センターを核とし、小型から大型機械まで様々に対応できる技術向上と迅速なサービスに努めています。



事業のご案内(販売事業)

販売事業は、生産部会等が統一の出荷規格を基準に生産した新鮮で安全・安心な農産物を販売する事業です。組合員の農業所得増大を図るため有利販売に努め、産地ブランド化を図っています。また、ファーマーズマーケットや直売所を通じて「食育」「地産地消」にも取り組んでいます。

◇ 米・麦・大豆・そば

当JA管内の、豊かで恵まれた環境の中で育てられた良質なコシヒカリ・常陸秋そばは、JA管内はもとより首都圏で、高い評価を得ています。

◇ 青果物・花卉・花木

県北中山間地の恵まれた環境の中で栽培された野菜・果実・花卉・花木は、首都圏を中心に販売しております。管内で生産されている「ほしいも」は、日本有数の産地で、全国に販売しております。茨城県銘柄産地指定を受けた「奥久慈なす」「奥久慈の枝物」を中心に常陸ブランドとして確立していきます。

◇ 畜産

県の代表牛である「常陸牛」の飼育が盛んであり、トレーサビリティによる適正な飼育管理に取り組んでいます。各種共励会・研究会を定期的に開催し、飼育技術の向上に努めております。

事業のご案内(保管事業)

保管事業は、集荷した米、麦などを販売するまでの期間、低温で品質の維持管理をする事業です。

◇ 米の保管

当JA管内で生産された地域ブランド米の低温保管により、食味の良いお米を計画的に消費者に提供しています。

◇ 大豆・その他穀類

各農産物の低温保管により、年間安心して消費者に提供しています。

事業のご案内(加工事業)

加工事業は、6次産業化を推進し、生産者の所得増大や雇用確保に努めています。

管内で生産された農畜産物を、加工施設で製品化し、販売しています。精米、干し芋、製茶、そば粉の他に、栗プリン、こんにやく、ジェラート、米醗酵アイス、ヨーグルト、麦茶等を特産品として、直売所等で販売しています。



事業のご案内(利用事業)

利用事業は、農家の高齢化、兼業化等生産形態の変化に対応するため、(株)JA常陸アグリサポートと連携し、乾燥・育苗事業を行っています。共同利用施設利用による農家個々の設備投資を軽減するとともに、農作業の省力化と生産コストの軽減に貢献しています。

◇ 育苗センター

農作業の省力化と生産コスト軽減を図るため、水稻の播種から育苗までの作業工程を育苗センターが行い、優良苗の安定供給をしております。



◇ カントリーエレベーター、ライスセンター

生産者から持ち込まれた生粳を乾燥調整する施設です。品質管理と作業効率の向上、農家の省力化を図るため、各地区にカントリーエレベーター、ライスセンターを設置しております。

◇ コイン精米機

組合員、地域の皆さまの利便性を考慮し、各地区に合計20基のコイン精米機を設置しております。いつでも精米したての美味しいお米を食べられます。



事業のご案内 (資産管理事業)

資産管理事業は、組合員の相続対策「(1)節税対策、(2)納税資金対策、(3)遺産分割対策」の相談や、所有する土地の有効活用を目的とした流通店舗の斡旋、賃貸住宅管理、土地分譲、土地賃貸借、土地売買の仲介などの業務を行っています。

事業のご案内（介護福祉事業）

高齢者福祉事業は、利用者の自立を支援し社会的孤立感の解消及び心身機能の向上を図るとともにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、高齢化社会に対応した組合員及び地域住民の福祉向上を目指し介護福祉事業に取り組んでいます。

事業のご案内（直売事業）

農産物直売所と道の駅を中心にして、地域で生産された安全・安心な農産物・加工品を生産者から消費者に供給する事業を行っています。

事業のご案内(指導事業)

営農指導事業は、農業経営の技術・経営指導、市場の情報提供、新しい作物や技術の導入等、組合員の営農支援のための活動を行っています。農業の技術・経営・販売について農家への指導を行っているのがJA営農指導員です。

◇ 営農相談機能

各地区にTAC(営農経済渉外担当者)を配置し、担い手巡回による営農経済活動の強化を図っています。また、様々な生産体制(集落営農組織・認定農業者・小規模農家・新規就農者等)への営農相談及び組合員の税務申告を支援する記帳代行業務を行っています。

◇ 各市町村、関係機関との連携

行政と一体となり、地域農業振興を図るため再生協議会、地域農業連絡協議会と密接な連携をとっています。

事業のご案内(葬祭事業)

多様化する現代の様々な葬儀形態に柔軟に対応し、要望に沿ったご葬儀を提案致します。組合員や利用者の声に真摯に向き合い、地域密着型事業として「真心を込めたお手伝い」に取り組んでおります。

協同会社

(令和6年5月1日現在)

株式会社JA常陸サービス(不動産賃貸事業)

〒313-0013 常陸太田市山下町3889
TEL0294-59-3711 FAX0294-59-3712
営業時間 午前8時30分～午後5時

利用者のニーズに沿ったサービスの実施と不動産管理センターとの連携によるPR活動をし、入居者の満足度向上と入居率の向上に取り組んでいます。

株式会社JA常陸サービス(Aコープ事業)

〒319-1545 北茨城市磯原町木皿994
TEL0293-42-3421 FAX0293-42-1541
営業時間 午前9時～午後7時
定休日 毎週月曜日

農産物をはじめ日用品等も豊富に品揃えし、地域に寄り添い信頼される店づくりに努めています。

株式会社JA常陸アグリサポート(農作業受委託事業)

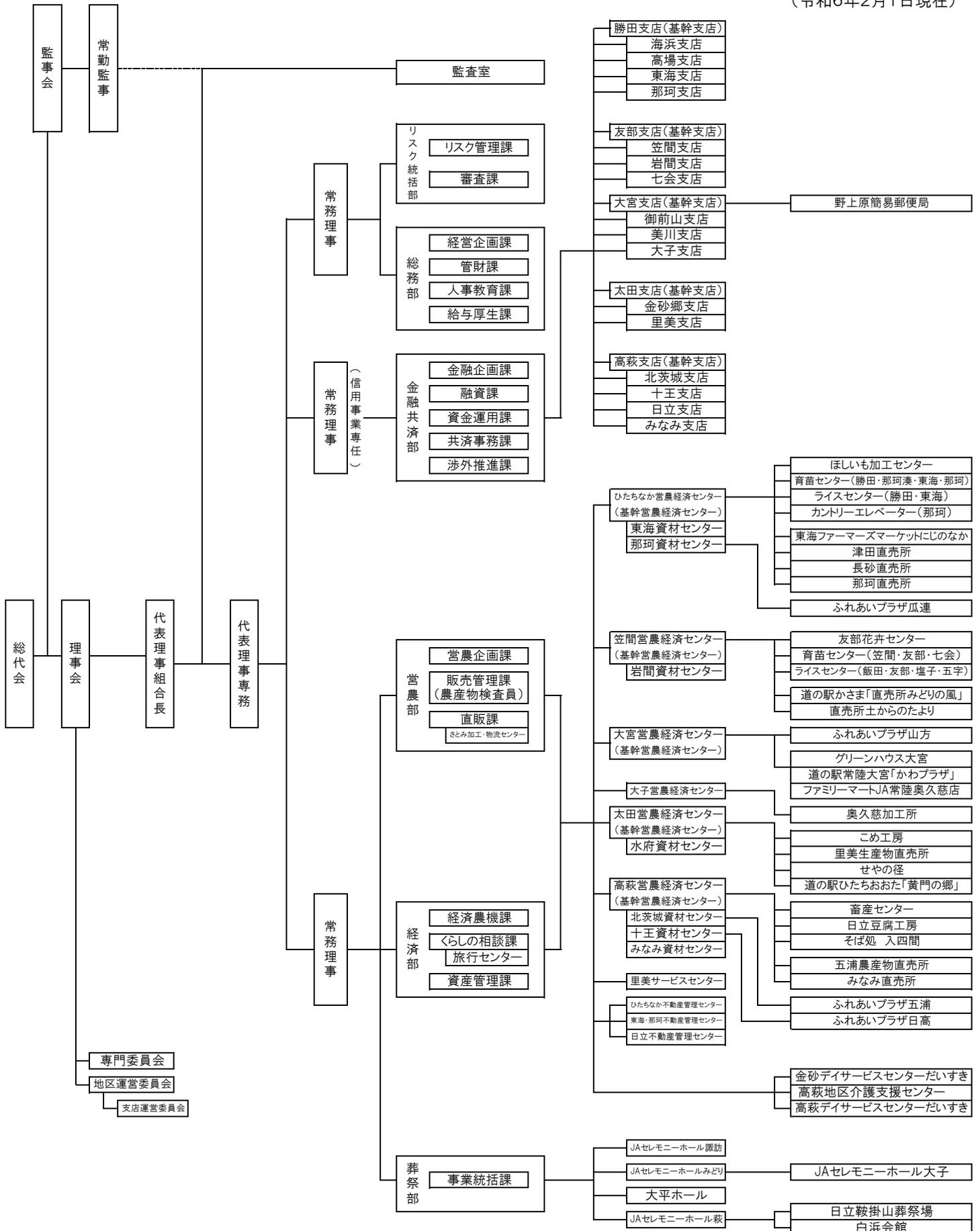
〒319-2224 常陸大宮市東野3218-2
TEL0295-53-3199 FAX0295-52-0870
営業時間 午前8時～午後5時

組合員の農作業の軽減・省力化に貢献できるよう、施設・機械の整備を進め受託作業の拡大を図り、中山間地農業の振興に努めています。

JAの概況・組織

機構図

(令和6年2月1日現在)



農業再生協議会

(ひたちなか地区)

ひたちなか営農経済センター
(基幹営農経済センター)

ひたちなか市農業再生協議会

東海村地域農業再生協議会

那珂市農業再生協議会

(笠間地区)

笠間営農経済センター
(基幹営農経済センター)

笠間市農業再生協議会

城里町農業再生協議会

(大宮地区)

大宮営農経済センター
(基幹営農経済センター)

常陸大宮市農業再生協議会

大子営農経済センター

大子町農業再生協議会

(太田地区)

太田営農経済センター
(基幹営農経済センター)

常陸太田地域農業再生協議会

(高萩地区)

高萩営農経済センター
(基幹営農経済センター)

高萩市農業再生協議会

北茨城市農業再生協議会

日立市農業再生協議会

農機協同運営(全農・JA常陸)

JA全農いばらき

JA常陸 経済部

中央農機センター
(ひたちなか地区・高萩地区みなみ地域)

笠間農機センター
(笠間地区)

大宮農機センター
(大宮地区)

金砂郷農機センター
(太田地区)

北部農機センター
(高萩地区)

葬祭事業共同経営(茨城共同サービス株・全農・JA常陸)

茨城共同サービス株式会社

JA全農いばらき

JA常陸 葬祭部

JAひたちなかホール
(ひたちなか地区)

JA祭典那珂ホール
(ひたちなか地区)

JA祭典金上ホール
(ひたちなか地区)

浄土会館
(笠間地区)

JA常陸子会社

JA常陸 営農部
(子会社管理)

株式会社JA常陸アグリサポート
(農業経営・農作業受託事業)

大宮地区育苗・乾燥施設

太田地区育苗・乾燥施設

高萩地区育苗・乾燥施設

JA常陸 葬祭部
(子会社管理)

株式会社JA常陸サービス
(不動産賃貸管理事業・小売業)

Aコープいそはら

生産部会自主運営直売所

高萩農産物直売所
(高萩地区)

北茨城農産物直売所
(高萩地区)

花園・才丸野菜直売所
(高萩地区)

ふれあいパークひだか
(高萩地区)

役員構成

(令和6年5月1日現在)

役 職 名		氏 名	摘 要
代表理事組合長	常勤	秋山 豊	総務委員
代表理事専務	常勤	猿田 博之	営農委員・実践
常務理事	常勤	石井 一洋	総務委員・実践
常務理事	常勤	古目谷 幸男	経済委員・営農委員・認定
常務理事	常勤	和田 古道	金融共済委員・実践
常務理事	常勤	小林 美雪	総務委員・女性理事
理 事	非常勤	高安 行男	経済委員・認定
理 事	非常勤	見越 文江	金融共済委員・女性理事
理 事	非常勤	黒沢 菊一	経済委員・認定
理 事	非常勤	武藤 隆之	営農委員・準ずる
理 事	非常勤	赤津 英雄	常任理事・金融共済委員・認定
理 事	非常勤	堀江 甫	常任理事・営農委員・認定
理 事	非常勤	砂押 清市	金融共済委員
理 事	非常勤	柴田 良一	営農委員・認定
理 事	非常勤	海野 富男	常任理事・総務委員・準ずる
理 事	非常勤	富岡 勇司	常任理事・総務共済委員
理 事	非常勤	上神谷 英典	経済委員・認定
理 事	非常勤	石川 光俊	金融共済委員・準ずる
理 事	非常勤	高野 尚夫	常任理事・総務委員・認定
理 事	非常勤	吉村 佳子	総務委員・女性理事
理 事	非常勤	椎名 尚志	経済委員・認定
理 事	非常勤	稲野邊 直子	営農委員・準ずる・女性理事
理 事	非常勤	長谷川 昭	総務委員・認定
理 事	非常勤	前野 豊	金融共済委員
理 事	非常勤	上金 昭	営農委員・認定
理 事	非常勤	山崎 きぬ江	金融共済委員・女性理事
理 事	非常勤	大都 順子	経済委員・女性理事
理 事	非常勤	飛田 啓一	総務委員
理 事	非常勤	廣木 一郎	経済委員・認定
理 事	非常勤	桑原 一美	金融共済委員・認定
理 事	非常勤	檜山 邦男	営農委員・認定
理 事	非常勤	大内 静夫	総務委員・認定
理 事	非常勤	阿久津 貴守	金融共済委員・認定
理 事	非常勤	河原井 雅行	金融共済委員・認定
理 事	非常勤	小沼 祐	経済委員・認定
理 事	非常勤	木村 康広	金融共済委員・認定
理 事	非常勤	大森 勉	営農委員・認定
理 事	非常勤	田中 和彦	総務委員・認定
理 事	非常勤	大津 美由紀	営農委員・女性理事
理 事	非常勤	根本 友子	経済委員・女性理事
理 事	非常勤	滝 一宏	経済委員・認定
理 事	非常勤	塙 和良	金融共済委員・認定
理 事	非常勤	北山 弘長	営農委員・認定
理 事	非常勤	木澤 浩史	総務委員・認定
理 事	非常勤	佐川 明宏	経済委員・認定
理 事	非常勤	都竹 大輔	営農委員・認定
理 事	非常勤	大内 広明	経済委員・準ずる
理 事	非常勤	萩谷 隆司	営農委員・認定
代表監事	非常勤	大賀 保美	
常勤監事	常勤	薄井 政幸	
監 事	非常勤	小野 哲三	
監 事	非常勤	瀧本 政衛	
監 事	非常勤	菊池 昇	
監 事	非常勤	河野 雅美	
監 事	非常勤	篠原 聡	員外監事
監 事	非常勤	櫻井 美穂	員外監事

※摘要欄「認定」は認定農業者、「準ずる」は認定農業者に準ずる者、「実践」は実践的能力者

組合員数

(令和6年1月31日現在)

(単位:人・団体)

資格区分		令和4年度	令和5年度
正組合員数			
個人	男性	24,621	24,183
	女性	5,843	5,779
	計	30,464	29,962
法人		120	134
小計		30,584	30,096
准組合員数			
個人	男性	14,899	14,934
	女性	6,486	6,633
	計	21,385	21,567
法人または団体		184	192
小計		21,569	21,759
組合員総数			
個人	男性	39,520	39,117
	女性	12,329	12,412
	計	51,849	51,529
法人または団体		304	326
合計		52,153	51,855

組合員組織の状況

(令和6年1月31日現在)

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数
長砂直売所部会	354
津田直売所部会	276
にじのなか部会	471
那珂直売所部会	277
JA常陸 笠間地区直売所生産部会	581
JA常陸ファミリーマート奥久慈生産部会	102
道の駅常陸大宮出荷部会	300
JA常陸グリーンハウス大宮生産部会	265
JA常陸 里美特産品生産部会	140
道の駅ひたちおおた出荷者協議会	275
JA常陸 セヤの径産直部会	164
JA常陸 常陸太田市物産センターこめ工房産直部会	149
JA常陸日高農産物産地直販部会	61
JA常陸 高萩農産物直売部会	160
北茨城農産物直売部会	49
五浦支店農産物直販部会	93
みなみ直売所部会	102
JA常陸ひたちなか地区柳沢水稻生産部会	40
JA常陸ひたちなか地区東海稲作部	294
JA常陸ひたちなか地区那珂米穀部会	43
JA常陸ひたちなか地区勝田食用甘藷部会	43
JA常陸ひたちなか地区東海食甘生産部会	19
JA常陸ひたちなか地区勝田加工馬鈴薯部会	9
JA常陸ひたちなか地区那珂加工馬鈴薯生産部会	5
JA常陸ひたちなか地区勝田加工トマト部会	4
JA常陸ひたちなか地区那珂加工トマト生産部会	3
JA常陸ひたちなか地区勝田トマト部会	3
JA常陸ひたちなか地区東海人参生産部会	14
JA常陸ひたちなか地区那珂加工人参部会	11
JA常陸ひたちなか地区那珂ナス生産部会	13
JA常陸ひたちなか地区那珂とうもろこし生産部会	12
JA常陸ひたちなか地区勝田メロン部会	5
JA常陸ひたちなか地区東海果実生産部会	5
那珂湊地区いちご部会	12
JA常陸ひたちなか地区東海蔬菜生産部会	16
ひたちなか地区学校給食部会	21
東海地区学校給食部会	11
那珂地区学校給食部会	21
JA常陸ひたちなか地区那珂葉物生産部会	14
JA常陸ひたちなか地区勝田受委託部会	12
JA常陸ひたちなか地区瓜連担い手部会	8

(令和6年1月31日現在)

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数
JA常陸ひたちなか地区那珂南瓜部会	13
JA常陸ひたちなか地区那珂ニラ生産部会	6
JA常陸ひたちなか地区阿字ヶ浦稲作部会	30
JA常陸ひたちなか地区蔬菜・根菜部会	14
JA常陸那珂地区蔬菜生産部会	25
JA常陸ひたちなか地区共済代理店協力会	14
JA常陸ひたちなか地区役員OB会	28
JA常陸那珂地区園芸部会	9
JA常陸ひたちなか地区青年部	4
花き婦人部	21
常陸農協花き青年部	8
常陸農協笠間地区栗部会	220
常陸農協笠間地区梅部会	23
JA常陸笠間地区花き部会	59
常陸農協笠間地区茶生産部会	17
常陸農協笠間地区友部梨部会	5
常陸農協笠間地区岩間梨部会	20
常陸農協笠間地区椎茸部会	4
常陸農協笠間地区蔬菜部会	13
常陸農協笠間地区苺部会	1
常陸農協笠間地区肥育部会	1
常陸農協小勝和牛改良組合	5
常陸農協笠間地区施設園芸部会	4
常陸農協笠間地区稲作部会	44
常陸農協笠間地区営農受託部会	16
常陸農協笠間地区七会営農部会	3
JA常陸笠間地区青年部会	1
常陸農業協同組合大宮地区椎茸部会	18
JA常陸大宮地区 ねぎ部会	35
常陸農業協同組合大宮地区 なす部会	69
常陸農業協同組合大宮地区アスパラガス部会	10
JA常陸大宮地区園芸部会	97
JA常陸大宮地区 直販部会	139
常陸農協 大宮地区加工人参部会	8
JA常陸 奥久慈枝物部会	144
JA常陸 大宮地区トルコギキョウ部会	7
常陸農協種子生産部会 山方支部	47
常陸農業協同組合大宮地区 常陸秋そば生産部会	20
常陸農業協同組合大宮地区 稲作部会	72
大宮地区和牛改良組合	49
JA常陸大宮地区肥育牛部会	4
JA常陸大子町りんご部会	40
JA常陸大子町果樹園芸部会	14

(令和6年1月31日現在)

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数
JA常陸大子町にんにく部会	18
JA常陸奥久慈茶生産部会	19
JA常陸大宮地区 青年部	30
JA常陸 大宮地区 白小豆生産部会	15
大子町こんにゃく生産協会	23
常陸大宮市大宮地区農業者労災保険特別加入組合	76
こんにゃく神社	10
常陸農協種子生産部会	52
常陸農業協同組合種子生産部会 大宮支部	5
奥久慈なす生産協議会	85
常陸大宮市山方地区農業労災保険特別加入組合	47
大子町水田防除協議会	10
JA常陸 太田地区水稻研究会	68
JA常陸 奥久慈うまい米生産協議会常陸太田支部	8
JA常陸 太田地区畜産部会	23
JA常陸 太田地区なす部会	9
JA常陸 太田地区ねぎ生産部会	15
JA常陸 水府地区ぶどう生産部会	6
JA常陸 常陸太田ぶどう部会	47
JA常陸 常陸太田梨部会	25
JA常陸 太田地区緑茶生産部会	30
JA常陸 太田地区梅部会	6
JA常陸 太田地区柿部会	21
JA常陸 太田地区種子生産部会	35
常陸太田市和牛改良組合	22
谷河原集落営農組合	28
JA常陸 太田地区青年部	11
JA常陸太田地区女性部 にこにこ	40
常陸太田市労災保険特別加入組合	458
JA常陸太田地区女性部加工部会	8
北茨城地区青年部	5
JA常陸青年連盟 高萩支部	20
みなみ地区水稻生産部会	47
北茨城地区水稻部会	46
JA常陸 高萩水稻部会	25
みなみ地区 農作業受託部会	15
常陸農協高萩地区繁殖牛部会	32
繁殖牛部会高萩支部	19
北茨城市和牛改良組合	13
常陸農協 高萩地区肥育牛部会	12
常陸農協 高萩地区肥育牛部会高萩支部	5
中里ブドウ生産部会	6
折笠ぶどう部会	8

(令和6年1月31日現在)

(単位:人)

組織名	構成員数
茂宮特産野菜出荷生産部会	12
里川西特産果樹生産部会	21
中里地域農産加工研究会	3
関本南瓜部会	7
JA常陸 高萩地区園芸部会	23
自然薯研究会	5
峰岸果樹生産部会	6
常陸農業協同組合高萩地区青年連盟	41
常陸農業協同組合 高萩地区農業青色申告会	23
茂宮特産物研究会	24
日立地区航空防除推進協議会	19
高萩地区クラスター協議会	15
県北地区JA女性部連絡協議会	1,389
常陸農業協同組合女性部	930
JA常陸ひたちなか地区女性部	131
JA常陸ひたちなか地区女性部 勝田支部	36
JA常陸ひたちなか地区女性部 那珂湊支部	30
JA常陸ひたちなか地区女性部 東海支部	34
JA常陸ひたちなか地区女性部 瓜連支部	16
JA常陸ひたちなか地区女性部 那珂支部	15
常陸農業協同組合 笠間地区女性部	140
常陸農業協同組合女性部 友部支部	36
常陸農業協同組合女性部 笠間支部	49
常陸農業協同組合女性部 岩間支部	26
常陸農業協同組合女性部 七会支部	29
JA常陸 大宮地区 女性部	220
常陸農業協同組合女性部 大宮支部	43
常陸農協 女性部 御前山支部	26
常陸農業協同組合女性部 大子支部	111
常陸農業協同組合女性部山方支部	19
JA常陸女性部美川支部	21
JA常陸 太田地区女性部	127
JA常陸太田地区女性部 金砂郷支部	34
JA常陸太田地区女性部 水府支部	23
JA常陸太田地区女性部 里美支部	15
JA常陸太田地区女性部 太田支部	55
常陸農業協同組合 高萩地区女性部	312
常陸農業協同組合 高萩地区 北茨城支部女性部	137
常陸農業協同組合 高萩支部女性部	77
常陸農業協同組合 高萩地区女性部 十王支部	33
常陸農業協同組合 高萩地区女性部 日立支部	65
常陸農業協同組合 日立支部女性部 日高	21
常陸農業協同組合 日立支部女性部 豊浦A	22

(令和6年1月31日現在)

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数
常陸農業協同組合 日立支部女性部 豊浦B	22
常陸農業協同組合フレッシュミズの会	9
JA常陸 MC技術協力会	30
JA常陸オーナー会	115
JAオーナーズクラブ	68
JA常陸青年部	88
JA常陸 勝田年金友の会	708
JA常陸 海浜年金友の会	759
JA常陸 高場年金友の会	301
JA常陸 東海年金友の会	412
JA常陸 那珂年金友の会	1,038
JA常陸 友部年金友の会	684
JA常陸 笠間年金友の会	628
JA常陸 岩間年金友の会	559
JA常陸 七会年金友の会	251
JA常陸 大宮年金友の会	1,159
JA常陸 御前山年金友の会	461
JA常陸 美川年金友の会	523
JA常陸 大子年金友の会	927
JA常陸 太田年金友の会	526
JA常陸 里美年金友の会	340
JA常陸 金砂郷年金友の会	1,475
JA常陸 北茨城年金友の会	1,535
JA常陸 高萩年金友の会	707
JA常陸 十王年金友の会	482
JA常陸 日立年金友の会	892
JA常陸 みなみ年金友の会	376

当JAの組合員組織を記載しています。

地区一覧

(令和6年5月1日現在)

当JAの地区は、茨城県ひたちなか市、那珂郡東海村、那珂市、笠間市、東茨城郡城里町のうち、大字上赤沢、大字下赤沢、大字徳蔵、大字真端、大字大網、大字小勝、大字塩子、常陸大宮市、久慈郡大子町、常陸太田市、北茨城市、高萩市、日立市となっています。



店舗等のご案内

(令和6年5月1日現在)

店舗及び事務所名	郵便番号	住所	電話番号	ATM (現金自動化機器 設置・稼働状況)
本店				
総務部	〒313-0013	常陸太田市山下町3889	0294-72-9111(代)	
リスク統括部			0294-72-9113	
金融共済部			0294-72-9128	
営農部			0294-87-6818	
経済部			0294-87-6820	
葬祭部			0294-59-3711	
監査室			0294-87-6585	

店舗及び 事務所名	郵便番号	住所	電話番号	ATM (現金自動化機器) 設置・稼働状況
ひたちなか地区				
勝田支店	〒312-0023	ひたちなか市大平1丁目20-1	029-273-3711	○
海浜支店	〒312-0005	ひたちなか市新光町38	029-212-9955	○
高場支店	〒312-0062	ひたちなか市高場1-15-10	029-285-0108	○
東海支店	〒319-1115	那珂郡東海村船場544-2	029-282-0203	○
那珂支店	〒311-0134	那珂市飯田1991	029-298-1155	○
ふれあいプラザ瓜連	〒319-2102	那珂市瓜連1370-1	029-296-1131	○
ATM(旧那珂湊支店)	〒311-1225	ひたちなか市釈迦町23-22	-	○
ATM(旧阿字ヶ浦支店)	〒311-1201	ひたちなか市阿字ヶ浦町300	-	○
ATM(那珂市役所)	〒311-0118	那珂市福田1819-5	-	○
ひたちなか営農経済センター	〒312-0023	ひたちなか市大平1丁目20-1	029-229-1126	
東海資材センター	〒319-1115	那珂郡東海村船場544-2	029-212-3339	
那珂資材センター	〒311-0134	那珂市飯田1991	029-298-9174	
ほしいもセンター	〒312-0011	ひたちなか市中根5994	029-274-8511	
ひたちなか不動産管理センター	〒312-0023	ひたちなか市大平1丁目20-1	029-270-2131	
東海・那珂不動産管理センター	〒319-1115	那珂郡東海村船場544-2	029-282-2552	
中央農機センター	〒311-0103	那珂市横堀60-1	029-295-5735	
東海ファーマーズマーケットにじのなか	〒319-1102	那珂郡東海村石神内宿1167-9	029-219-4147	
長砂直売所	〒312-0004	ひたちなか市長砂34-4	029-285-0202	
津田直売所	〒312-0032	ひたちなか市津田3241-2	029-274-8311	
那珂直売所	〒311-0111	那珂市後台2290-5	029-298-2677	
JA祭典ひたちなかホール	〒312-0002	ひたちなか市高野142-10	029-285-5942	
JA祭典金上ホール	〒312-0022	ひたちなか市金上1007-1	029-354-0983	
JA祭典那珂ホール	〒311-0103	那珂市横堀846-10	029-352-0983	
笠間地区				
友部支店	〒309-1736	笠間市八雲1-3-5	0296-77-8111	○
笠間支店	〒309-1632	笠間市飯合146	0296-74-5511	○
岩間支店	〒319-0202	笠間市下郷4446	0299-45-2627	○
七会支店	〒311-4407	東茨城郡城里町徳蔵630	0296-88-3121	○
笠間営農経済センター	〒309-1632	笠間市飯合146	0296-74-4700	
笠間農機センター	〒309-1624	笠間市北吉原476	0296-72-4715	
友部花卉センター	〒309-1715	笠間市湯崎1231-1	0296-77-8164	○
岩間資材センター	〒319-0205	笠間市押辺2717-2	0299-45-6574	
道の駅かさま「直売所みどりの風」	〒309-1621	笠間市手越22-1	0296-71-8831	
ATM(旧みどりの風めばえ)	〒309-1611	笠間市笠間4376	-	○
直売所土からのたより	〒319-0205	笠間市押辺2709-137	0299-45-8989	
JAセレモニーホール諏訪	〒309-1722	笠間市平町1112-1	0296-78-0983	
大宮地区				
大宮支店	〒319-2263	常陸大宮市南町1075-1	0295-53-1235	○
御前山支店	〒311-4503	常陸大宮市野口2840-1	0295-55-2141	○
美川支店	〒319-2401	常陸大宮市上小瀬4257	0295-56-2511	○
大子支店	〒319-3551	久慈郡大子町池田1267-1	0295-72-1190	○
ふれあいプラザ山方	〒319-3111	常陸大宮市山方942-3	0295-57-2116	○
ATM(道の駅みわ 北斗星)	〒319-2603	常陸大宮市鷲子272	-	○
ATM(旧玉川出張所)	〒319-2224	常陸大宮市東野3218-2	-	○
ATM(旧大賀支所)	〒319-2214	常陸大宮市鷹巣747-1	-	○
ATM(旧生瀬出張所)	〒319-3512	久慈郡大子町小生瀬9-1	-	○
大宮営農経済センター	〒319-2256	常陸大宮市田子内町3091-6	0295-52-4510	
大宮農機センター	〒319-2214	常陸大宮市鷹巣1800	0295-52-4521	
大子営農経済センター	〒319-3551	久慈郡大子町池田1267-1	0295-72-1191	
ファミリーマートJA常陸奥久慈店	〒319-3361	久慈郡大子町頃藤3853	0295-74-1435	
グリーンハウス大宮	〒319-2222	常陸大宮市若林1832-16	0295-53-5132	
道の駅常陸大宮「かわプラザ」	〒319-2211	常陸大宮市岩崎717-1	0295-58-5055	
大宮パッケージセンター	〒319-2222	常陸大宮市若林1832-9	0295-53-5130	

店舗及び 事務所名	郵便番号	住所	電話番号	ATM (現金自動化機器) 設置・稼働状況
JAセレモニーホールみどり	〒319-2214	常陸大宮市鷹巣2259-1	0295-52-4535	
JAセレモニーホール大子	〒319-3551	久慈郡大子町池田2246-3	0295-72-1787	
太田地区				
太田支店	〒313-0013	常陸太田市山下町3889	0294-72-2241	○
太田営農経済センター	〒313-0222	常陸太田市松平町147	0294-85-0139	
里美支店	〒311-0505	常陸太田市大中町1436-1	0294-82-2121	○
金砂郷支店	〒313-0116	常陸太田市大方町1701	0294-76-2222	○
ATM(かわねやフェスタ店)	〒313-0016	常陸太田市金井町2918	-	○
ATM(旧水府直売所)	〒313-0222	常陸太田市松平町159	-	○
ATM(旧太田営農経済センター)	〒313-0125	常陸太田市大里町4059	0294-70-3488	○(R6.6廃止)
水府資材センター	〒313-0222	常陸太田市松平町63-2	0294-85-0044	
そば加工所	〒313-0116	常陸太田市大方町1701	0294-76-0366	
金砂郷農機センター	〒313-0116	常陸太田市大方町1701	0294-76-2131	
里美サービスセンター	〒311-0505	常陸太田市大中町1494-2	0294-82-2196	
金砂デイサービスセンターだいすき	〒313-0103	常陸太田市下宮河内町34	0294-76-9144	
さとみ加工・物流センター	〒311-0506	常陸太田市折橋町2403	0294-33-9721	
道の駅ひたちおた「黄門の郷」	〒313-0044	常陸太田市下河合町1016-1	0294-33-8787	
物産センターこめ工房	〒313-0125	常陸太田市大里町4401-8	0294-70-3333	
里美生産物直売所	〒311-0505	常陸太田市大中町866-1	0294-82-3883	
直売センターせやの径	〒313-0021	常陸太田市大森町1183-3	0294-70-2525	
大平ホール	〒313-0124	常陸太田市大平町650-1	0294-76-4194	
高萩地区				
高萩支店	〒318-0033	高萩市本町1-100-2	0293-22-3617	○
北茨城支店	〒319-1543	北茨城市磯原町豊田1-145	0293-43-0221	○
十王支店	〒319-1302	日立市十王町伊師本郷43-1	0294-39-3006	○
日立支店	〒317-0055	日立市宮田町3-4-7	0294-24-1313	○
みなみ支店	〒319-1234	日立市大和田町1992	0294-53-2121	○
ふれあいプラザ五浦	〒319-1723	北茨城市関本町関本中3473	0293-46-0310	○
ふれあいプラザ日高	〒319-1414	日立市日高町1-27-20	0294-42-4415	○
ATM(旧中里支店)	〒311-0403	日立市東河内町1949-1	0294-59-0101	○
ATM(高萩協同病院)	〒318-0004	高萩市上手綱1006-9	-	○
高萩営農経済センター	〒318-0033	高萩市本町1-100-2	0293-23-6748	
北茨城資材センター	〒319-1543	北茨城市磯原町豊田1-145	0293-42-4902	
十王資材センター	〒319-1302	日立市十王町伊師本郷38	0294-39-3602	
みなみ資材センター	〒319-1234	日立市大和田町1992	0294-87-6001	
日立不動産管理センター	〒317-0055	日立市宮田町3-4-7	0294-24-1316	
北部農機センター	〒318-0004	高萩市上手綱1353	0293-44-6200	
高萩地区介護支援センター	〒318-0033	高萩市本町1-100-2	0293-24-2232	
高萩デイサービスセンターだいすき	〒318-0033	高萩市本町1-100-2	0293-24-5015	
五浦農産物直売所	〒319-1704	北茨城市大津町北町1018	0293-30-2122	
花園・才丸野菜直売所	〒319-1500	北茨城市華川町花園110-1	0293-43-9228	
北茨城農産物直売所	〒319-1545	北茨城市磯原町木皿994	0293-43-6214	
高萩農産物直売所	〒318-0033	高萩市本町1-100-2	0293-23-8311	
ふれあいパークひだか	〒319-1414	日立市日高町1-27-20	0294-42-4415(ふれあいプラザ日高)	
みなみ直売所	〒319-1234	日立市大和田町2221-1	0294-85-6700	
とうふ工房名水亭なかり	〒311-0402	日立市入四間町821-1	0294-22-6025	
そば処入四間	〒311-0402	日立市入四間町817-1	0294-33-6170	
JAセレモニーホール萩	〒318-0004	高萩市上手綱1355-5	0293-24-3110	
白浜会館	〒319-1715	北茨城市関南町神岡下219-26	0293-46-0260	
日立鞍掛山葬祭場	〒317-0053	日立市滑川町3163-9	0294-43-4110	

店舗及び 事務所名	郵便番号	住所	電話番号	ATM (現金自動化機器) 設置・稼働状況
子会社関連				
(株)JA常陸アグリサポート 本社	〒319-2224	常陸大宮市東野3218-2	0295-53-3199	
大宮営業所				
大子・山方営業所	〒319-3551	久慈郡大子町池田1267-1	0295-72-0869	
金砂郷営業所	〒313-0116	常陸太田市大方町1701	0294-76-1929	
水府営業所	〒313-0213	常陸太田市町田町2281-3	0294-85-0702	
里美営業所	〒311-0505	常陸太田市大中町1436-1	0294-33-9120	
太田営業所	〒313-0043	常陸太田市谷河原町1704	0294-72-5535	
高萩営業所	〒318-0033	高萩市本町1-100-2	0293-23-6748	
(株)JA常陸サービス 本社	〒313-0013	常陸太田市山下町3889	0294-59-3711	
Aコープいそはら	〒319-1545	北茨城市磯原町木皿994	0293-42-3421	○

特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。(令和6年1月31日現在)

会計監査人の名称

みのり監査法人(令和6年5月1日現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町

経営資料編

経営資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。

なお、金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

決算の状況

貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	令和4年度 (令和5年1月31日現在)	令和5年度 (令和6年1月31日現在)
1. 信用事業資産	323,394	326,858
(1)現金	1,388	1,277
(2)預金	234,229	235,881
系統預金	234,009	235,609
系統外預金	220	272
(3)有価証券	17,620	20,726
国債	9,844	11,917
地方債	1,879	2,406
社債	5,729	6,235
受益証券	167	166
(4)貸出金	68,785	67,602
(5)その他の信用事業資産	1,519	1,498
未収収益	1,460	1,459
その他の資産	59	38
(6)貸倒引当金	▲ 149	▲ 128
2. 共済事業資産	22	6
(1)その他の共済事業資産	22	6
3. 経済事業資産	3,000	3,072
(1)経済事業未収金	1,465	1,443
(2)経済受託債権	618	735
(3)棚卸資産	853	830
購買品	557	463
販売品(米・大豆等)	4	2
加工品(ほしいも)	181	258
宅地等	6	6
その他の棚卸資産	103	99
(4)その他の経済事業資産	73	70
(5)貸倒引当金	▲ 10	▲ 7
4. 雑資産	925	862
(1)雑資産	925	862
(2)貸倒引当金	▲ 0	▲ 0
5. 固定資産	9,586	9,180
(1)有形固定資産	9,562	9,156
建物	11,625	11,498
機械装置	2,513	2,534
土地	5,838	5,670
建設仮勘定	16	1
その他の有形固定資産	2,605	2,610
減価償却累計額	▲ 13,037	▲ 13,158
(2)無形固定資産	24	23
ソフトウェア	1	7
その他の無形固定資産	22	16
6. 外部出資	8,470	8,524
(1)外部出資	8,470	8,524
系統出資	7,668	7,668
系統外出資	661	661
子会社等出資	140	195
7. 繰延税金資産	652	651
資産の部合計	346,052	349,156

(単位:百万円)

負債の部	令和4年度 (令和5年1月31日現在)	令和5年度 (令和6年1月31日現在)
1. 信用事業負債	326,218	328,777
(1)貯金	322,449	325,403
(2)借入金	2,980	2,971
(3)その他の信用事業負債	788	402
未払費用	23	24
その他の負債	765	378
2. 共済事業負債	1,066	1,047
(1)共済資金	518	515
(2)未経過共済付加収入	545	529
(3)共済未払費用	2	1
(4)その他の共済事業負債	0	1
3. 経済事業負債	1,137	1,251
(1)経済事業未払金	708	710
(2)経済受託債務	360	512
(3)その他の経済事業負債	68	28
4. 雑負債	794	826
(1)未払法人税等	134	176
(2)資産除去債務	14	14
(3)その他の負債	645	635
5. 諸引当金	1,199	1,196
(1)賞与引当金	72	68
(2)退職給付引当金	1,089	1,084
(3)役員退職慰労引当金	25	31
(4)葬祭友の会引当金	11	11
6. 再評価にかかる繰延税金負債	1,179	1,148
負債の部合計	331,596	334,247
純資産の部	令和4年度 (令和5年1月31日現在)	令和5年度 (令和6年1月31日現在)
1. 組合員資本	12,877	13,332
(1)出資金	6,499	6,854
(2)資本準備金	0	0
(3)利益剰余金	6,446	6,559
利益準備金	3,372	3,441
その他利益剰余金	3,074	3,117
税効果調整積立金	369	380
資産管理事業整備強化積立金	50	50
固定資産減損積立金	375	200
施設整備積立金	110	110
財務基盤整備強化積立金	902	922
施設整備資本造成積立金	6	6
地域農業振興対策積立金	70	90
営農経済事業積立金	210	270
葬祭事業強化積立金	230	230
特別積立金	323	323
当期末処分剰余金	427	534
(うち当期剰余金)	(340)	(137)
(4)処分未済持分	▲ 69	▲ 80
2. 評価・換算差額等	1,578	1,575
(1)その他有価証券評価差額金	▲ 1,375	▲ 1,316
(2)土地再評価差額金	2,953	2,892
純資産の部合計	14,455	14,908
負債及び純資産の部合計	346,052	349,156

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和4年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日)		令和5年度 (令和5年2月1日から令和6年1月31日)	
1. 事業総利益		5,948		5,736
事業収益	13,933		13,795	
事業費用	7,984		8,059	
(1)信用事業収益	2,413		2,422	
資金運用収益	2,271		2,295	
(うち預金利息)	(1,374)		(1,369)	
(うち有価証券利息)	(106)		(149)	
(うち貸出金利息)	(706)		(688)	
(うちその他受入利息)	(83)		(87)	
役務取引等収益	79		78	
その他事業直接収益	8		2	
その他経常収益	53		45	
(2)信用事業費用	216		371	
資金調達費用	24		25	
(うち貯金利息)	(15)		(18)	
(うち給付補填備金繰入)	(1)		(0)	
(うち借入金利息)	(0)		—	
(うちその他支払利息)	(7)		(5)	
役務取引等費用	40		38	
その他事業直接費用	—		151	
その他経常費用	151		156	
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲28)		(▲21)	
信用事業総利益		2,197		2,050
(3)共済事業収益	1,413		1,307	
共済付加収入	1,322		1,245	
その他の収益	90		61	
(4)共済事業費用	64		57	
共済推進費	20		12	
その他の費用	43		44	
共済事業総利益		1,349		1,250
(5)購買事業収益	4,781		4,687	
購買品供給高	4,630		4,487	
購買手数料	23		34	
修理サービス料	98		109	
その他の収益	28		55	
(6)購買事業費用	4,273		4,049	
購買品供給原価	4,014		3,793	
購買品供給費	228		228	
修理サービス費	2		3	
その他の費用	28		24	
(うち貸倒引当金繰入額)	(4)		—	
(うち貸倒引当金戻入益)	—		(▲3)	
購買事業総利益		507		637
(7)販売事業収益	724		801	
販売品販売高	139		212	
販売手数料	515		512	
その他の収益	69		75	
(8)販売事業費用	298		374	
販売品販売原価	107		186	
販売費	122		128	
その他の費用	69		58	
販売事業総利益		425		426
(9)保管事業収益	66		59	
(10)保管事業費用	8		8	
保管事業総利益		57		51
(11)加工事業収益	496		451	
(12)加工事業費用	369		352	
加工事業総利益		127		98

科 目	令和4年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日)		令和5年度 (令和5年2月1日から令和6年1月31日)	
(13)利用事業収益	2,323		2,320	
(14)利用事業費用	1,247		1,262	
利用事業総利益		1,075		1,058
(15)宅地等供給事業収益	153		140	
(16)宅地等供給事業費用	91		83	
宅地等供給事業総利益		62		56
(17)その他事業収益	1,658		1,688	
(18)その他事業費用	1,470		1,535	
その他事業総利益		187		152
(19)指導事業収入	49		42	
(20)指導事業支出	89		89	
指導事業収支差額		▲ 40		▲ 47
2. 事業管理費		5,518		5,320
(1)人件費	3,599		3,468	
(2)業務費	522		516	
(3)諸税負担金	119		111	
(4)施設費	1,266		1,212	
(5)その他事業管理費	10		11	
事業利益		430		415
3. 事業外収益		346		327
(1)受取雑利息	15		6	
(2)受取出資配当金	149		149	
(3)賃貸料	133		124	
(4)償却債権取立益	0		0	
(5)雑収入	47		46	
4. 事業外費用		226		214
(1)支払雑利息	0		—	
(2)寄付金	1		1	
(3)賃貸関連費用	139		132	
(4)雑損失	85		80	
経常利益		550		528
5. 特別利益		67		59
(1)固定資産処分益	2		0	
(2)区画整理等補償金	56		—	
(3)一般補助金	—		9	
(4)火災共済金	—		43	
(5)雇用調整助成金等	8		—	
(6)その他の特別利益	—		5	
6. 特別損失		123		272
(1)固定資産処分損	5		38	
(2)固定資産圧縮損	—		27	
(3)減損損失	62		205	
(4)火災損失	23		—	
(5)区画整理等整地費用	10		—	
(6)雇用調整損失	18		—	
(7)その他の特別損失	4		1	
税引前当期利益		494		315
法人税、住民税及び事業税	164		207	
法人税等調整額	▲ 11		▲ 30	
法人税等合計		153		177
当期剰余金		340		137
当期首繰越剰余金	87		135	
会計方針の変更による累積的影響額	▲ 22		—	
遡及処理後当期首繰越剰余金		65		—
税効果調整積立金取崩額	—		—	0
固定資産減損積立金取崩額	—		—	200
土地再評価差額金取崩額	21		—	61
当期未処分剰余金		427		534

(注)「事業収益」、「事業費用」は各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去して表示しています。

令和4年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	: 償却原価法(定額法)
子会社株式	: 移動平均法による原価法
その他有価証券	
① 時価のあるもの	: 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
② 市場価格のない株式等	: 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(一品管理)	: 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(グループ管理)	: 売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
販売品(米・大豆等)	: 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
加工品(ほしいも)	: 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
宅地等(販売用不動産)	: 個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	: 最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

○耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

○取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計

上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 葬祭友の会引当金

笠間地区の「あんしん友の会」会員の割引特典額制度の利用に伴う費用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を合理的に見積り計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取るが見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、ほしいも・精米加工・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う(又は提供する)事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦ 直売所(販売事業・その他事業)

組合員が生産・加工した農産物等を、当組合の直売所を利用して委託販売しようとする事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、受託品の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び受託販売品の販売委託者に支払った概算金、追加払い、精算金を計上しております。また、経済受託債権に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しています。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点または代金等を弁済した時点で組合員に所有権を移転しております。

素牛の受入高については、損益計算書の購買品受入高に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しております。組合員が肥育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、貸借対照表の経済事業資産に計上しています。また、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し、所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の受取雑利息に計上しています。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として役員・サービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年3月 26 日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 収益の計上時期の変更

販売事業の一部の取引において、従来は、代金を収受した時点で収益を認識していましたが、販売品の引き渡し時点で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(3) 米穀共同計算にかかる収益認識

米穀の県域共同計算において、従来は、代金を収受した時点で収益を認識しておりましたが、県域全体での販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、22 百万円減少しております。また、当事業年度の購買事業収益が 451 百万円、購買事業費用が 451 百万円減少、販売事業収益が 1 百万円減少、利用事業収益が 619 百万円、利用事業費用が 619 百万円減少しております。これにより当事業年度の事業収益が 1,072 百万円、事業費用が 1,070 百万円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が 1 百万円それぞれ減少しております。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年7月4日)第 44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 事業所臨時職員・パート職員・派遣職員の直接労務費の表示方法

前事業年度まで、事業所臨時職員・パート職員・派遣職員の直接労務費については、事業管理費の「人件費」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より収益認識会計基準が適用となることに伴い、事業収益・費用の見直しを行ったことを契機に、JA経営基盤の確立・強化の一環として、各事業の損益の精度を高めるため、当事業年度より事業所臨時職員・パート職員等の直接労務費を各事業の事業費用並びに事業外費用に表示することに变更しました。

この結果、購買事業費用が204百万円、販売事業費用が140百万円、加工事業費用が51百万円、利用事業費用が65百万円、宅地等供給事業費用が13百万円、その他事業費用が418百万円、事業外費用が3百万円それぞれ増加し、事業管理費が898百万円減少しております。

なお、この変更により、事業総利益が894百万円減少しております。また、事業利益が3百万円増加しておりますが、事業外費用が同額増加しているため、経常利益並びに税引前当期利益に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 656百万円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 62百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 159百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定に

における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、2,640百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	土地	合計
1,387	92	1,055	61	33	10	2,640

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,009 百万円を為替決済取引にかかる決済保証金及び公金取扱の差入のために担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 194 百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 404 百万円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 54 百万円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 208 百万円、危険債権額は 194 百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は 70 百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 473 百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年3月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 12 年 1 月 31 日及び平成 13 年 1 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 2,511 百万円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年3月 31 日公布政令第 119 号)第2条第3号に定める、当

該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	264 百万円
うち事業取引高	187 百万円
うち事業取引以外の取引高	76 百万円
② 子会社等との取引による費用総額	128 百万円
うち事業取引高	110 百万円
うち事業取引以外の取引高	18 百万円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産(遊休資産及び賃貸資産)については各固定資産をグルーピングの単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、さとみ加工・物流センターは組合全体の共用資産としております。さらに、営農経済センター、資材センター、直売所及び農機センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
高萩介護支援センター	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
高場沼頭土地	遊休資産	土地	業務外固定資産
小瀬倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧黒沢支店敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
緒川上小瀬山林	遊休資産	土地	業務外固定資産
松平牛込河原	遊休資産	土地	業務外固定資産
日立市川尻町土地	遊休資産	土地	業務外固定資産
北茨城市中郷町栗野土地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧世矢支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧幸久支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧佐都支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧久慈キャッシュコーナー	遊休資産	土地	業務外固定資産
竜神デイサービスセンター	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
郡戸消防跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧瓜連給食センター	遊休資産	建物	業務外固定資産
旧黒前取次店倉庫加工	遊休資産	建物	業務外固定資産
旧長田加工所	遊休資産	建物	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

高萩介護支援センターについては事業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込ま

れないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:百万円)

場所	減損損失に計上した額	うち土地	うち建物等
高萩介護支援センター	27	23	4
高場沼頭土地	31	31	0
小瀬倉庫敷地	0	0	0
旧黒沢支店敷地	0	0	0
緒川上小瀬山林	0	0	0
松平牛込河原	0	0	0
日立市川尻町土地	0	0	0
北茨城市中郷町栗野土地	0	0	0
旧世矢支店	0	0	0
旧幸久支店	0	0	0
旧佐都支店	0	0	0
旧久慈キャッシュコーナー	0	0	0
竜神デイサービスセンター	0	0	0
郡戸消防跡地	0	0	0
旧瓜連絡給食センター	0	0	0
旧黒前取次店倉庫加工	0	0	0
旧長田加工所	0	0	0
合 計	62	56	5

④ 回収可能価額の算定方法

高萩介護支援センターの固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額等に基づき算定しています。

遊休資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等に基づき算定しています。

(3) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、1百万円の棚卸評価損が含まれています。

宅地等供給事業費用には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、54千円の棚卸評価損が含まれています。

7. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が379百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	234,229	234,195	▲34
有価証券			
満期保有目的の債券	2,681	2,272	▲409
其他有価証券	14,938	14,938	—
貸出金	68,785		
貸倒引当金(*1)	▲149		
貸倒引当金控除後	68,636	69,251	615
資産計	320,486	320,658	171
貯金	322,449	322,349	▲99
負債計	322,449	322,349	▲99

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年7月4日)第 26 項に従い、経過措置を適用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,470
合計	8,470

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	234,229	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	108	15	17
其他有価証券のうち満 期があるもの	42	840	140
貸出金(*1,2)	5,042	4,046	3,586
合計	239,423	4,902	3,745
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
有価証券			
満期保有目的の債券	21	21	2,492
其他有価証券のうち満 期があるもの	440	440	14,614
貸出金(*1,2)	3,336	3,112	49,563
合計	3,798	3,574	66,670

(*1)貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)563百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローン680百万円については「5年超」に含めています。

(*2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等97百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(*1)	303,848	9,576	7,979
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	510	533	—

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	185	190	4
	小計	185	190	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	98	78	▲20
	地方債	796	719	▲77
	社債	1,600	1,283	▲316
	小計	2,495	2,081	▲413
合計		2,681	2,272	▲409

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券			
	社債	100	99	0
	小計	100	99	0
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	9,559	10,750	▲1,190
	地方債	1,082	1,152	▲70
	社債	4,029	4,386	▲357
	受益証券	167	200	▲32
	小計	14,838	16,489	▲1,650
合計		14,938	16,589	▲1,650

* 上記評価差額に繰延税金資産 274 百万円を加えた額▲1,375 百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
債券	1,697	8	—

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,395 百万円
勤務費用	193 百万円
利息費用	4 百万円
数理計算上の差異の発生額	▲174 百万円
退職給付の支払額	▲176 百万円
期末における退職給付債務	3,241 百万円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,168 百万円
期待運用収益	15 百万円
数理計算上の差異の発生額	▲0 百万円
特定退職金共済制度への拠出金	154 百万円
確定給付型年金制度への拠出金	6 百万円
退職給付の支払額	▲139 百万円
期末における年金資産	2,204 百万円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,241 百万円
特定退職金共済制度	▲1,995 百万円
確定給付型年金制度	▲209 百万円
未積立退職給付債務	1,036 百万円
未認識数理計算上の差異	53 百万円
貸借対照表計上額純額	1,089 百万円
退職給付引当金	1,089 百万円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	193 百万円
利息費用	4 百万円
期待運用収益	▲15 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	48 百万円
合計	230 百万円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	58%
年金保険投資	25%
現金及び預金	3%
一般勘定	9%
その他	5%
合計	100%

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.59%
長期期待運用収益率	0.65%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 55 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和 14 年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、586 百万円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	300 百万円
賞与引当金	20 百万円
賞与対応未払社会保険料	3 百万円
未払事業税	8 百万円
未収利息	9 百万円
組合員組織助成金	2 百万円
資産除去債務	3 百万円
役員退職慰労引当金	7 百万円
減価償却(減損損失分)	87 百万円
年度末賞与及び未払社会保険料	19 百万円
土地(減損損失分)	139 百万円
減価償却(借地土盛費用)	20 百万円
その他有価証券評価差損	455 百万円
その他	21 百万円
繰延税金資産小計	1,099 百万円
評価性引当額	▲442 百万円
繰延税金資産合計(A)	656 百万円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲0百万円
固定資産過大計上額(資産除去債務)	▲3 百万円
繰延税金負債合計(B)	▲4 百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	652 百万円

(2) 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲4.2%
住民税均等割額	5.8%
評価性引当額の増減	▲0.5%
共同計算損失否認	0.9%
その他	▲0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.1%

11. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は 30 年、割引率は 0.7%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	14 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
時の経過による調整額	0 百万円
<u>資産除去債務の履行による減少額</u>	<u>一百万円</u>
期末残高	14 百万円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、建物等の施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等の施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2)当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 1,279 百万円です。

令和5年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------|--|
| 満期保有目的の債券 | : 償却原価法(定額法) |
| 子会社株式 | : 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| ① 時価のあるもの | : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ② 市場価格のない株式等 | : 移動平均法による原価法 |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|--|
| 購買品(一品管理) | : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| 購買品(グループ管理) | : 売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| 販売品(米・大豆等) | : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| 加工品(ほしいも) | : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| 宅地等(販売用不動産) | : 個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| その他の棚卸資産 | : 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
○取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における

平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 葬祭友の会引当金

笠間地区の「あんしん友の会」会員の割引特典額制度の利用に伴う費用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を合理的に見積り計上しています。

(5)収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、ほしもち・精米加工・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認

識しております。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う(又は提供する)事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦ 直売所(販売事業・その他事業)

組合員が生産・加工した農産物等を、当組合の直売所を利用して委託販売しようとする事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、受託品の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び受託販売品の販売委託者に支払った概算金、追加払い、精算金を計上しております。また、経済受託債権に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しています。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点または代金等を弁済した時点で組合員に所有権を移転しております。

素牛の受入高については、損益計算書の購買品受入高に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しております。組合員が肥育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、貸借対照表の経済事業資産に計上しています。また、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し、所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益に計上しています。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として役務・サービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 655百万円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 205百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 135百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,645百万円であり、その内訳は、次のとおりです。
(単位:百万円)

建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	土地	合計
1,404	92	1,052	54	30	10	2,645

(2) 担保に供している資産

定期預金8,009百万円を為替決済取引にかかる決済保証金及び公金取扱の差入のために担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 171百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 365百万円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 70百万円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は223百万円、危険債権額は146百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は369百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成12年1月31日及び平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額2,377百万円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	288百万円
うち事業取引高	216百万円
うち事業取引以外の取引高	71百万円
② 子会社等との取引による費用総額	164百万円
うち事業取引高	145百万円
うち事業取引以外の取引高	18百万円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産(遊休資産及び賃貸資産)については各固定資産をグルーピングの単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、さとみ加工・物流センターは組合全体の共用資産としております。さらに、営農経済センター、資材センター、直売所及び農機センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
瓜連支店	営業用店舗	建物等	一般資産
山方支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
水府支店	営業用店舗	建物等	一般資産
五浦支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
日高支店	営業用店舗	建物等	一般資産
高萩介護支援センター	営業用店舗	土地、建物	一般資産
里美支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
旧めばえ直売所	賃貸用固定資産	土地、建物等	業務外固定資産
旧市毛支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
小瀬倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧黒沢支店敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
松平牛込河原	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧郡戸支所集荷場敷地	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
旧里美支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
馬場町土地	遊休資産	土地	業務外固定資産
北茨城市中郷町栗野土地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧東海会館	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
旧宮川支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産
豊浦直売所	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
郡戸消防跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
美和製茶工場	遊休資産	建物	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

瓜連支店、山方支店、水府支店、五浦支店、日高支店については、店舗再編により回収可能価額が著しく低下すると見込まれることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

高萩介護支援センター、里美支店については、事業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産のうち、旧めばえ直売所の資産は賃貸用固定資産として使用されていますが、土地の時価が著しく下落しており、減損の兆候に該当するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:百万円)

場所	減損損失に計上した額	うち土地	うち建物等
瓜連支店	12	—	12
山方支店	36	13	22
水府支店	15	—	15
五浦支店	62	53	8
日高支店	27	—	27
高萩介護支援センター	4	0	3
里美支店	5	0	4
旧めばえ直売所	25	25	0
旧市毛支店	1	1	—
小瀬倉庫敷地	0	0	—
旧黒沢支店敷地	0	0	—
松平牛込河原	0	0	—
旧郡戸支所集荷場敷地	0	0	0
旧里美支店	1	1	—
馬場町土地	0	0	—
北茨城市中郷町栗野土地	3	3	—
旧東海会館	3	3	0
旧宮川支店	2	2	0
豊浦直売所	1	1	0
郡戸消防跡地	0	0	—
美和製茶工場	0	—	0
合計	205	108	96

④ 回収可能価額の算定方法

一般資産及び賃貸用固定資産の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額等に基づき算定しています。

遊休資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等に基づき算定しています。

(3) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、310千円の棚卸評価損が含まれています。
宅地等供給事業費用には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、62千円の棚卸評価損が含まれています。

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.32%上昇したものと想定した場合には、経済価値が521百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	235,881	235,817	▲64
有価証券			
満期保有目的の債券	2,960	2,530	▲430
其他有価証券	17,765	17,765	—
貸出金	67,602		
貸倒引当金(*1)	▲128		
貸倒引当金控除後	67,474	67,929	454
資産計	324,082	324,042	▲39
貯金	325,403	325,290	▲112
負債計	325,403	325,290	▲112

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,524
合計	8,524

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	235,881	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	20	24	30
その他有価証券のうち 満期があるもの	842	140	540
貸出金(*1, 2)	4,881	3,851	3,610
合計	241,626	4,016	4,181
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
有価証券			
満期保有目的の債券	30	30	2,829
その他有価証券のうち満 期があるもの	440	340	17,171
貸出金(*1, 2)	3,363	3,140	48,655
合計	3,834	3,510	68,656

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)538百万円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等99百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(*1)	309,607	9,493	5,353
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	504	444	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	84	88	3
	地方債	200	202	1
	小計	285	290	5
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	98	76	▲22
	地方債	976	883	▲92
	社債	1,600	1,279	▲320
	小計	2,675	2,239	▲436
合計		2,960	2,530	▲430

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債券			
	国債	198	196	2
	社債	902	900	1
	小計	1,100	1,096	3
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債券			
	国債	11,535	12,813	▲1,278
	地方債	1,229	1,310	▲80
	社債	3,733	3,936	▲202
	受益証券	166	200	▲33
	小計	16,665	18,260	▲1,595
合計		17,765	19,356	▲1,591

* 上記評価差額に繰延税金資産274百万円を加えた額▲1,316百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	194	2	—
合計	194	2	—

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しています。

当事業年度における減損処理額は、151百万円(うち、其他有価証券の社債151百万円)です。

なお、時価が「著しく下落した」と判断する基準は以下のとおりです。

当事業年度末における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,241百万円
勤務費用	179百万円
利息費用	19百万円
数理計算上の差異の発生額	▲126百万円
退職給付の支払額	▲223百万円
期末における退職給付債務	3,090百万円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,204百万円
期待運用収益	15百万円
数理計算上の差異の発生額	▲1百万円
特定退職金共済制度への拠出金	148百万円
確定給付型年金制度への拠出金	6百万円
退職給付の支払額	▲176百万円
期末における年金資産	2,197百万円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,090百万円
特定退職金共済制度	▲1,986百万円
確定給付型年金制度	▲211百万円
未積立退職給付債務	892百万円
未認識数理計算上の差異	191百万円
貸借対照表計上額純額	1,084百万円
退職給付引当金	1,084百万円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	179百万円
利息費用	19百万円
期待運用収益	▲15百万円
数理計算上の差異の費用処理額	12百万円
合計	196百万円

⑥ 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
債券	57%
年金保険投資	25%
現金及び預金	3%
一般勘定	10%
その他	5%
合計	100%

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.65%
長期期待運用収益率	0.65%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金54百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、495百万円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	299百万円
賞与引当金	19百万円
賞与対応未払社会保険料	3百万円
未払事業税	11百万円
未収利息	9百万円
組合員組織助成金	2百万円
資産除去債務	3百万円
役員退職慰労引当金	8百万円
減価償却(減損損失分)	102百万円
年度末賞与及び未払社会保険料	18百万円
土地(減損損失分)	159百万円
減価償却(借地土盛費用)	21百万円
その他有価証券評価差損	439百万円
有価証券減損処理	41百万円
その他	21百万円
繰延税金資産小計	1,161百万円
評価性引当額	▲506百万円
繰延税金資産合計(A)	655百万円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲0百万円
固定資産過大計上額(資産除去債務)	▲3百万円
繰延税金負債合計(B)	▲4百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	651百万円

(2) 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲6.6%
住民税均等割額	8.9%
評価性引当額の増減	25.4%
機械等取得による税額控除	▲0.8%
その他	▲1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.4%

10. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は30年、割引率は0.7%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	14百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
時の経過による調整額	0百万円
<u>資産除去債務の履行による減少額</u>	<u>一百万円</u>
期末残高	14百万円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、建物等の施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等の施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2)当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は1,095百万円です。

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	427	534
剰余金処分額	292	423
利益準備金	69	28
任意積立金	136	310
財務基盤整備強化積立金	(20)	(30)
地域農業振興対策積立金	(20)	(30)
営農経済事業積立金	(60)	(70)
固定資産減損積立金	(24)	(60)
税効果調整積立金	(11)	—
施設整備積立金	—	(20)
信用事業基盤強化積立金	—	(100)
出資配当金		
普通出資による配当金	86	85
次期繰越剰余金	135	111

(注)

1. 出資配当金については次のとおりです。

(1) 普通出資配当の割合

令和4年度	1.4%
令和5年度	1.3%

2. 目的積立金の種類、目的及び取崩基準及び積立目標金額は次のとおりです。

(単位:百万円)

種 類	目的及び取崩基準	積立目標金額	当期末残高
税効果調整積立金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分を留保するために積立を行う。取り崩しは法人税等の繰延税金資産が回収された金額を取り崩す。		380
資産管理事業整備強化積立金	資産管理事業に係る費用の負担、経営環境の変動に伴うコストアップ及び組合員に対する新たなサービスの提供に対応するための積立金。理事会の決議により必要と認められた範囲で相当額を取り崩すものとする。	50	50
固定資産減損積立金	固定資産の価格や収益性が著しく低下した場合に、帳簿価格の臨時的な減額を行うための積立金。理事会の決議により各年度に発生する減損損失の範囲内で取り崩すものとする。	400	200
施設整備積立金	各施設の取壊準備金としての積立金。解体費用や特別損失に充てるため、理事会の決議により各年度に発生した費用及び損失等の範囲内で取り崩すものとする。	200	110

(単位:百万円)

種 類	目的及び取崩基準	積立目標金額	当期末残高
財務基盤整備強化積立金	財務基盤強化・安定化のために積立をする。資産自己査定に基づく貸倒引当金及び過年度に比べ大幅に費用・損失が増加した場合など理事会の決議により必要と認められた範囲内で取り崩すものとする。	1,000	922
施設整備資本造成積立金	本店及び支店の老朽化による将来の建替準備資金として、平成20年度から24年度まで積立を実施する。取り崩しは建替に伴う解体費用や減損損失などの特別損失に充てるため、発生した各年度に取り崩す。	110	6
地域農業振興対策積立金	地域農業振興対策の事業費を確保するための積立金。農業振興対策のために多額の経費が発生する場合、理事会の決議により必要と認められた範囲内で相当額を取り崩すものとする。	300	90
営農経済事業積立金	地域振興に向けた財源として積立を行う。なお、取崩基準は、次の事項が発生した場合、必要と認められた額を理事会の決議により取り崩すものとする。(1)農産物の買取事業等から生じたリスク相当額	500	270
葬祭事業強化積立金	葬祭事業の強化・安定のために積立をする。葬祭事業が過年度に比べ大幅に費用・損失が増加した場合など理事会の決議により必要と認められた範囲内で取り崩すものとする。	230	230
信用事業基盤強化積立金	信用事業のリスク対応力の強化のために積立を行う。なお、取崩基準は次のとおりとする。1. 余裕金運用から生じたリスク経費相当額 2. 債権の貸倒に備えて増加した貸倒引当額	200	—

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

令和4年度	18百万円
令和5年度	7百万円

部門別損益計算書

令和4年度

(単位:百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	14,080	2,413	1,413	7,380	2,854	18	
事業費用 ②	8,131	216	64	6,056	1,751	42	
事業総利益 ③=①-②	5,948	2,197	1,349	1,324	1,102	▲ 24	
事業管理費 ④	5,518	820	626	2,496	1,423	150	
(うち減価償却費) ⑤	(262)	(39)	(29)	(118)	(67)	(7)	
(うち人件費) ⑤'	(3,599)	(534)	(408)	(1,628)	(928)	(98)	
うち共通管理費 ⑥		69	53	212	121	12	▲ 469
(うち減価償却費) ⑦		(3)	(2)	(10)	(5)	(0)	▲ 22
(うち人件費) ⑦'		(45)	(34)	(138)	(79)	(8)	▲ 305
事業利益 ⑧=③-④	430	1,377	722	▲ 1,172	▲ 321	▲ 175	
事業外収益 ⑨	346	51	39	156	89	9	
うち共通分 ⑩		4	3	13	7	0	▲ 29
事業外費用 ⑪	226	33	25	102	58	6	
うち共通分 ⑫		2	2	8	4	0	▲ 19
経常利益 ⑬=⑧+⑨-⑪	550	1,394	735	▲ 1,118	▲ 290	▲ 171	
特別利益 ⑭	67	10	7	30	17	1	
うち共通分 ⑮		0	0	2	1	0	▲ 5
特別損失 ⑯	123	18	14	56	31	3	
うち共通分 ⑰		1	1	4	2	0	▲ 10
税引前当期利益 ⑱=⑬+⑭-⑯	494	1,386	729	▲ 1,143	▲ 304	▲ 173	
営農指導事業分配賦額 ⑲		26	20	80	46	▲ 173	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳=⑱-⑲	494	1,360	709	▲ 1,224	▲ 350		

(注)⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

(注)上記の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益(事業収益13,933百万円、事業費用7,984百万円)を除去した額を記載しております。よって、両者は一致していません。

令和5年度

(単位:百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	13,921	2,422	1,307	7,409	2,763	17	
事業費用 ②	8,185	371	57	6,006	1,708	40	
事業総利益 ③=①-②	5,736	2,050	1,250	1,403	1,054	▲ 22	
事業管理費 ④	5,320	758	567	2,541	1,285	167	
(うち減価償却費) ⑤	(256)	(36)	(27)	(122)	(61)	(8)	
(うち人件費) ⑤'	(3,468)	(494)	(369)	(1,656)	(837)	(109)	
うち共通管理費 ⑥		61	45	205	104	13	▲ 430
(うち減価償却費) ⑦		(2)	(2)	(9)	(5)	(0)	▲ 20
(うち人件費) ⑦'		(40)	(29)	(134)	(67)	(8)	▲ 280
事業利益 ⑧=③-④	415	1,292	682	▲ 1,138	▲ 230	▲ 190	
事業外収益 ⑨	327	46	34	156	79	10	
うち共通分 ⑩		3	2	12	6	0	▲ 26
事業外費用 ⑪	214	30	22	102	51	6	
うち共通分 ⑫		2	1	8	4	0	▲ 17
経常利益 ⑬=⑧+⑨-⑪	528	1,308	694	▲ 1,084	▲ 203	▲ 187	
特別利益 ⑭	59	8	6	28	14	1	
うち共通分 ⑮		0	0	2	1	0	▲ 4
特別損失 ⑯	272	38	29	130	65	8	
うち共通分 ⑰		3	2	10	5	0	▲ 22
税引前当期利益 ⑱=⑬+⑭-⑯	315	1,277	672	▲ 1,186	▲ 254	▲ 193	
営農指導事業分配賦額 ⑲		28	21	95	48	▲ 193	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳=⑱-⑲	315	1,249	650	▲ 1,281	▲ 303		

(注)⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

(注)上記の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益(事業収益13,795百万円、事業費用8,059百万円)を除去した額を記載しております。よって、両者は一致していません。

会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	19,069	16,733	15,382	14,080	13,921
信用事業収益	2,604	2,532	2,465	2,413	2,422
共済事業収益	1,715	1,557	1,478	1,413	1,307
農業関連事業収益	7,855	7,884	6,984	7,380	7,409
その他事業収益	6,894	4,759	4,453	2,872	2,781
経常利益	671	547	437	550	528
当期剰余金	326	272	220	340	137
出資金	5,796	5,930	6,110	6,499	6,854
(出資口数)	(5,796,218)	(5,930,546)	(6,110,063)	(6,499,869)	(6,854,065)
純資産額	14,631	14,841	15,109	14,455	14,908
総資産額	353,017	351,567	349,972	346,052	349,156
貯金等残高	328,191	327,101	325,419	322,449	325,403
貸出金残高	63,411	66,363	67,599	68,785	67,602
有価証券残高	7,861	12,672	14,716	17,620	20,726
剰余金配当金額	56	57	70	86	85
出資配当金	56	57	70	86	85
職員数	1,412	1,315	1,272	1,236	1,153
単体自己資本比率	10.02%	10.41%	10.80%	11.63%	12.44%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
資金運用収支	2,246	2,270	24
役務取引等収支	39	39	0
その他信用事業収支	▲ 89	▲ 259	▲ 170
信用事業粗利益	2,197	2,182	▲ 15
(信用事業粗利益率)	(0.67%)	(0.62%)	(-0.05%)
事業粗利益	6,149	5,932	▲ 217
(事業粗利益率)	(1.75%)	(1.69%)	(-0.06%)
事業純益	631	611	
実質事業純益	631	611	
コア事業純益	622	457	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	622	457	

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	324,817	2,271	0.70%	324,727	2,295	0.71%
うち預金	238,549	1,457	0.61%	234,424	1,457	0.62%
うち有価証券	17,460	106	0.61%	21,337	149	0.70%
うち貸出金	68,808	706	1.03%	68,966	688	1.00%
資金調達勘定	327,789	24	0.01%	327,049	25	0.01%
うち貯金・定期積金	324,798	16	0.00%	324,074	19	0.01%
うち借入金	2,991	0	0.00%	2,974	—	0.00%
経費率			0.22%			0.21%
総資金利ざや			0.46%			0.48%

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	▲ 24	24
うち預金	▲ 29	▲ 0
うち有価証券	21	43
うち貸出金	▲ 16	▲ 17
支払利息	▲ 3	3
うち貯金・定期積金	▲ 3	3
うち借入金	▲ 0	▲ 0
差引	▲ 20	21

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.15%	0.15%	0.00%
資本経常利益率	3.57%	3.30%	▲0.27%
総資産当期純利益率	0.09%	0.03%	▲0.06%
資本当期純利益率	2.21%	0.85%	▲1.36%

- (注)1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率
 ＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分		令和4年度	令和5年度	増減
貯貸率	期末	21.33%	20.77%	▲0.56%
	期中平均	21.18%	21.28%	0.10%
貯証率	期末	5.46%	6.36%	0.90%
	期中平均	5.37%	6.58%	1.21%

- (注)1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標

(単位:百万円)

項目		令和4年度	令和5年度
信用事業	一職員当たり貯金残高	2,377	2,687
	一店舗当たり貯金残高	11,516	14,791
	一職員当たり貸出金残高	2,136	2,253
	一店舗当たり貸出金残高	2,456	3,072
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	6,069	6,545
	一店舗当たり長期共済保有高	27,767	33,650
経済事業	一職員当たり購買品供給高	31	33
	一職員当たり販売品販売高	106	127

- (注)各事業の職員数は担当職員数、また店舗数は業務を実施している本・支店の数で計算しております。

貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度				令和5年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	20	9	—	20	9	9	0	—	9	0
個別貸倒引当金	165	149	1	163	149	149	134	0	149	134
合 計	185	159	1	184	159	159	135	0	158	135

貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	1	—

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用事業(貯金に関する指標)

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	158,155	48.7%	163,206	50.4%	5,051
定期性貯金	166,571	51.3%	160,807	49.6%	▲ 5,764
その他の貯金	103	0.0%	91	0.0%	▲ 12
小 計	324,829	100.0%	324,105	100.0%	▲ 724
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	324,829	100.0%	324,105	100.0%	▲ 724

(注)1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	159,340	98.9%	157,908	99.1%	▲ 1,432
うち固定金利定期	159,292	99.9%	157,864	99.9%	▲ 1,428
うち変動金利定期	47	0.0%	44	0.0%	▲ 3

(注)1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

信用事業(貸出金等に関する指標)

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付金	207	0.3%	185	0.3%	▲ 22
証書貸付金	66,934	97.3%	67,821	98.3%	887
当座貸越	562	0.8%	528	0.8%	▲ 34
割引手形	—	—	—	—	—
金融機関貸付	1,112	1.6%	432	0.6%	▲ 680
合 計	68,816	100.0%	68,967	100.0%	151

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	19,139	27.8%	17,840	26.4%	▲ 1,299
変動金利貸出	48,512	70.5%	48,605	71.9%	93
その他	1,133	1.7%	1,157	1.7%	24
合 計	68,785	100.0%	67,602	100.0%	▲ 1,183

(注)「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
貯金・定期積金等	555	536	▲ 19
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	26,549	25,902	▲ 647
工場	—	—	—
財団	—	—	—
船舶	—	—	—
その他担保	203	260	57
小 計	27,308	26,699	▲ 609
農業信用基金協会保証	35,419	36,058	639
その他保証	—	—	—
小 計	35,419	36,058	639
信用	5,882	4,675	▲ 1,207
合 計	68,610	67,433	▲ 1,177

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はございません。

貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	64,775	94.2%	64,980	96.1%	205
運転資金	4,006	5.8%	2,627	3.9%	▲ 1,379
合 計	68,785	100.0%	67,602	100.0%	▲ 1,183

貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	2,470	3.5%	2,300	3.4%	▲ 170
林業	116	0.1%	110	0.1%	▲ 6
水産業	242	0.3%	234	0.3%	▲ 8
製造業	9,586	13.9%	9,732	14.9%	146
鉱業	151	0.2%	145	0.2%	▲ 6
建設業	4,099	5.9%	4,120	6.0%	21
不動産業	1,572	2.2%	1,515	2.2%	▲ 57
電気・ガス・熱供給・水道業	779	1.1%	626	0.9%	▲ 153
運輸・通信業	3,045	4.4%	3,138	4.6%	93
卸売・小売業・飲食店	1,769	2.5%	1,763	2.6%	▲ 6
サービス業	10,127	14.7%	10,023	14.8%	▲ 104
金融・保険業	1,118	1.6%	568	0.8%	▲ 550
地方公共団体	4,120	5.9%	3,858	5.7%	▲ 262
その他	29,584	43.0%	29,463	43.5%	▲ 121
合計	68,785	100.0%	67,602	100.0%	▲ 1,183

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
農業	1,613	1,726	113
穀作	99	131	32
野菜・園芸	55	44	▲ 11
果樹・樹園農業	58	46	▲ 12
工芸作物	1	1	0
養豚・肉牛・酪農	257	242	▲ 15
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	1,141	1,258	117
農業関連団体等	—	—	—
合計	1,613	1,726	113

(注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
プロパー資金	1,460	1,541	81
農業制度資金	153	185	32
農業近代化資金	103	147	44
その他制度資金	49	37	▲ 12
合計	1,613	1,726	113

(注)1. 「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. 「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はございません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況(法定)

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4年度	208	48	50	109	208
	5年度	223	44	75	103	223
危険債権	4年度	194	65	90	30	185
	5年度	146	60	52	24	137
要管理債権	4年度	70	54	—	8	62
	5年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	4年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	4年度	70	54	—	—	54
	5年度	—	—	—	—	—
小計	4年度	473	168	140	147	456
	5年度	369	105	127	127	360
正常債権	4年度	68,353				
	5年度	67,269				
合計	4年度	68,827				
	5年度	67,638				

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はございません。

信用事業(内国為替取扱実績)

(単位:件、百万円)

種 類		令和4年度		令和5年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	44,977	319,058	47,930	320,073
	金 額	57,799	72,007	46,897	69,546
代金取立為替	件 数	1	1	3	2
	金 額	0	0	4	26
雑 為 替	件 数	2,683	833	2,707	876
	金 額	683	250	770	319
合 計	件 数	47,661	319,892	50,640	320,951
	金 額	58,482	72,257	47,672	69,892

信用事業(有価証券に関する指標)

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
国債	9,699	12,438	2,739
地方債	1,821	2,222	401
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	5,739	6,476	737
株式	—	—	—
その他の有価証券	199	199	0
合 計	17,460	21,337	3,877

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はございません。

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合計
令和4年度								
国債	100	—	—	40	40	10,800	—	10,980
地方債	—	—	—	—	—	1,949	—	1,949
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	900	800	100	900	3,400	—	6,100
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	200	—	—	—	200
令和5年度								
国債	—	—	—	80	700	12,400	—	13,180
地方債	—	—	—	—	400	2,095	—	2,495
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	800	600	700	100	1,200	3,200	—	6,600
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	200	—	—	—	200

信用事業(有価証券等の時価情報等)

有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	185	190	4	84	88	3
	地方債	—	—	—	200	202	1
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	185	190	4	285	290	5
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	98	78	▲20	98	76	▲22
	地方債	796	719	▲77	976	883	▲92
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,600	1,283	▲316	1,600	1,279	▲320
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	2,495	2,081	▲413	2,675	2,239	▲436
合計	2,681	2,272	▲409	2,960	2,530	▲430	

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	100	99	0	1,100	1,096	3
	国債	—	—	—	198	196	2
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	100	99	0	902	900	1
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	100	99	0	1,100	1,096	3
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	14,671	16,289	▲1,617	16,498	18,060	▲1,561
	国債	9,559	10,750	▲1,190	11,535	12,813	▲1,278
	地方債	1,082	1,152	▲70	1,229	1,310	▲80
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,029	4,386	▲357	3,733	3,936	▲202
	その他の証券	167	200	▲32	166	200	▲33
	小 計	14,838	16,489	▲1,650	16,665	18,260	▲1,595
合計	14,938	16,589	▲1,650	17,765	19,356	▲1,591	

金銭の信託の時価情報

該当する取引はございません。

デリバティブ取引・金融等デリバティブ取引・有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はございません。

共済事業

長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	4,456	189,414	3,285	178,964
	定期生命共済	480	3,246	994	4,090
	養老生命共済	1,075	102,184	709	85,635
	うちこども共済	450	31,710	295	28,669
	医療共済	69	1,720	36	1,490
	がん共済	—	407	—	395
	定期医療共済	—	2,502	—	2,362
	介護共済	601	4,676	378	4,952
	年金共済	—	221	—	211
建物系	30,508	473,104	24,946	462,207	
合 計	37,190	777,478	30,351	740,310	

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	81	0	71
	298	638	208	884
がん共済	1	19	1	19
定期医療共済	—	3	—	3
合 計	1	104	1	95
	298	638	208	884

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	678	6,759	459	7,018
認知症共済	333	331	51	354
生活障害共済(一時金型)	399	1,603	347	1,874
生活障害共済(定期年金型)	19	77	7	82
特定重度疾病共済	410	1,226	251	1,403
合 計	1,841	9,998	1,115	10,732

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	161	5,256	188	5,205
年金開始後	—	789	—	803
合 計	161	6,045	188	6,009

(注)金額は、年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

(単位:百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	64,777	96	64,448	94
自動車共済		1,226		1,224
傷害共済	75,620	9	96,874	9
定額定期生命共済	4	0	—	—
賠償責任共済		1		2
自賠責共済		206		185
合 計		1,541		1,515

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

購買事業

買取購買品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度		
	供給高	粗収益(手数料)	供給高	粗収益(手数料)	
生産資材	肥料	1,051	151	984	190
	飼料	410	15	606	17
	農業機械	1,132	231	1,268	262
	農薬	791	88	815	105
	自動車(除く二輪車)	28	5	39	5
	燃料	35	0	32	0
	保温資材	148	16	136	17
	包装資材	183	23	194	27
	建築資材	0	0	19	0
	種苗・素畜	643	30	618	28
	その他	8	1	8	1
計	4,435	564	4,723	655	
生活物資	米	42	3	41	4
	生鮮食品	75	2	74	1
	一般食品	185	35	182	35
	耐久消費財	101	8	104	9
	衣料品	14	1	10	1
	日用保健雑貨	225	21	186	18
	家庭燃料	0	0	0	—
	その他	24	2	27	2
	計	670	75	628	73
合 計	5,105	639	5,351	728	

(注)供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

販売事業

受託販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	1,512	113	2,368	89
麦	27	2	38	3
種子	141	4	134	4
大豆	17	1	21	1
玄そば	45	4	51	5
その他豆類雑穀	16	0	6	0
野菜	561	14	489	12
果実	339	6	343	7
畜産物	2,298	18	2,524	19
花き・花木	490	11	498	12
茶	1	0	1	0
まゆ	1	0	0	0
直売所	2,585	329	2,685	349
インショップ	130	6	116	6
合 計	8,170	515	9,281	512

買取販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	販売高	粗収益	販売高	粗収益
買取米	64	23	95	16
買取麦	1	1	1	0
買取大豆	2	0	2	0
買取落花生	8	0	0	0
インショップ・学校給食	58	5	52	1
その他	4	1	59	6
合 計	139	32	212	26

保管事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 益	保管料	49	43
	検査手数料	14	14
	その他	1	1
	計	66	59
費 用	保管材料費	0	0
	保管労務費	4	3
	その他	4	4
	計	8	8
差 引		57	51

加工事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 益	製茶	4	4
	ほしいも	157	122
	食品加工	66	69
	精米加工	140	136
	6次加工	26	11
	栗加工	9	22
	大豆加工	38	35
	そば加工	51	47
	その他	0	—
	計	496	451
費 用	製茶	4	3
	ほしいも	115	92
	食品加工	55	58
	精米加工	107	110
	6次加工	18	9
	栗加工	6	17
	大豆加工	29	30
	そば加工	33	29
	その他	—	—
	計	369	352
差 引		127	98

利用事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 益	葬祭事業	2,650	2,650
	育苗事業	153	149
	乾燥施設	63	66
	宅配	5	4
	コイン精米	32	31
	機械利用	25	25
	その他	11	10
	計	2,942	2,938
費 用	葬祭事業	1,700	1,714
	育苗事業	85	85
	乾燥施設	42	42
	宅配	4	3
	コイン精米	5	6
	機械利用	19	18
	その他	9	8
	計	1,867	1,879
差 引		1,075	1,058

(注)利用事業の収益費用は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

宅地等供給事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 益	宅地供給高	22	10
	宅地等供給手数料	44	36
	宅地等供給雑収入	86	93
	計	153	140
費 用	宅地受入高	19	7
	宅地等供給雑費	72	76
	その他	0	0
	計	91	83
差 引		62	56

その他事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 益	直売所	1,473	1,546
	介護福祉	169	131
	旅行	2	7
	湯の郷(金砂庵、金砂の湯、遊 膳さくら、そば工房)	9	—
	簡易郵便局	3	3
	計	1,658	1,688
費 用	直売所	1,336	1,427
	介護福祉	121	108
	旅行	0	0
	湯の郷(金砂庵、金砂の湯、遊 膳さくら、そば工房)	11	—
	簡易郵便局	0	0
	計	1,470	1,535
差 引		187	152

指導事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収入	指導事業補助金	2	2
	実費収入	46	40
	計	49	42
支出	営農改善費	42	40
	生活改善費	18	18
	教育広報費	25	27
	農政活動費	2	2
	計	89	89
差 引		▲ 40	▲ 47

直売事業(直売所・インショップ等)取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
取扱高	生産者からの受託販売高(※1)	2,585	2,685
	その他商品の受託売上高	727	797
	その他商品の買取売上高	1,269	1,325
	計	4,582	4,808
収 益	生産者からの受託手数料(※1)	329	349
	その他商品の受託手数料(※2)	163	180
	その他商品の買取売上高(※2)	1,269	1,325
	その他	40	40
	計	1,802	1,896
費 用	その他商品の買取仕入高(※2)	908	961
	その他	428	465
	計	1,336	1,427
差 引		465	468

(注)※1の項目は販売事業にも記載しています。

(注)※2の項目はその他事業にも記載しています。

自己資本の充実 の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和5年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,246	12,787
うち、出資金及び資本準備金の額	6,853	6,496
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	6,559	6,446
うち、外部流出予定額(▲)	85	86
うち、上記以外に該当するものの額(▲)	80	69
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	9
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	9
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	181	371
コア資本にかかる基礎項目の額(イ)	13,429	13,168
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	17	17
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17	17
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

(単位:百万円、%)

項 目	令和5年度	令和4年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	17	17
自己資本		
自己資本の額((イ)―(ロ)) (ハ)	13,411	13,151
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	96,051	100,671
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,040	3,109
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	▲ 1,023
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	4,040	4,133
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	11,747	12,370
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	107,798	113,041
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(二))	12.44%	11.63%

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,388	—	—	1,277	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	11,048	—	—	13,213	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,084	—	—	6,358	—	—
外国の中央政府等以外の公共 部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	197	39	1	7	1	0
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	236,103	47,220	1,888	237,749	47,549	1,901
法人等向け	6,078	2,946	117	6,517	3,192	127
中小企業等向け及び個人向け	7,802	3,958	158	7,943	2,623	104
抵当権付住宅ローン	14,744	5,141	205	14,427	2,993	119
不動産取得等事業向け	2,162	2,136	85	1,603	1,582	63
三月以上延滞等	162	57	2	142	46	1
取立未済手形	24	4	0	31	6	0
信用保証協会等保証付	35,376	3,521	140	36,020	3,587	143
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,930	1,930	77	1,984	1,984	79
（うち出資等のエクスポ ージャー）	1,930	1,930	77	1,984	1,984	79
（うち重要な出資のエクスポ ージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	19,813	30,604	1,224	18,689	28,440	1,137
（うち他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象普通 出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポ ージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー）	7,222	18,055	722	6,539	16,349	653
（うち特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係るエク スポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有して いる他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段に 関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

(単位:百万円)

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	12,591	12,549	501	12,149	12,090	483
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	134	0	0	200	0	0
(うちルックスルー方式)	134	0	0	200	0	0
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	4,133	165	—	4,040	161
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	—	1,023	40	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	343,052	100,671	4,026	346,166	96,051	3,842
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	343,052	100,671	4,026	346,166	96,051	3,842
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	12,370		494	11,747		469
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	113,041		4,521	107,798		4,311

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等はは次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	令和4年度				令和5年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内	342,918	69,038	19,101	162	345,966	67,814	22,156	142
国外	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計	342,918	69,038	19,101	162	345,966	67,814	22,156	142
法人	農業	158	158	—	181	181	—	1
	林業	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	3	3	—	—	5	5	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	635	135	500	—	703	102	600
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,303	—	1,303	—	1,504	—	1,504
	運輸・通信業	1,603	—	1,603	—	1,604	—	1,604
	金融・保険業	245,052	682	2,203	—	246,223	—	2,403
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,859	440	488	—	2,871	547	339
	日本国政府・地方公共団体	17,330	4,329	13,001	—	19,584	3,879	15,704
	上記以外	11	11	—	—	16	16	—
個人	63,276	63,276	—	166	63,081	63,081	—	141
その他	10,680	—	—	—	10,191	—	—	—
業種別残高計	342,918	69,038	19,101	166	345,966	67,814	22,156	142
1年以下	235,069	737	100		237,191	586	801	
1年超3年以下	2,539	1,637	901		1,949	1,267	601	
3年超5年以下	2,810	2,008	802		2,979	2,279	699	
5年超7年以下	2,126	1,984	141		3,254	3,068	185	
7年超10年以下	5,189	4,247	942		5,067	2,860	2,206	
10年超	74,037	57,823	16,214		74,833	57,172	17,660	
期限の定めのないもの	21,146	600	—		20,690	578	—	
残存期間別残高計	342,918	69,038	19,101		345,966	67,814	22,156	
平均残高計	326,269	69,046	17,276		326,129	69,165	21,144	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度				令和5年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	20	9	—	20	9	9	0	—	9	0
個別貸倒引当金	165	149	1	163	149	149	134	0	149	134

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度						令和5年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	165	149	1	163	149	/	149	134	0	149	134	/
国 外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/
地域別計	165	149	1	163	149	/	149	134	0	149	134	/
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	165	149	1	163	149	—	149	134	0	149	134	—
業種別計	165	149	1	163	149	—	149	134	0	149	134	—

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リ 勘 ス ク 削 減 効 果	リスク・ウェイト0%	—	19,333	19,333	—	21,596	21,596
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	35,215	35,215	—	35,874	35,874
	リスク・ウェイト20%	500	237,004	237,505	600	256,979	257,580
	リスク・ウェイト35%	—	14,699	14,699	—	774	774
	リスク・ウェイト50%	5,098	5,044	10,143	5,349	132	5,482
	リスク・ウェイト75%	—	1,845	1,845	—	2,037	2,037
	リスク・ウェイト100%	—	21,743	21,743	—	20,101	20,101
	リスク・ウェイト150%	—	25	25	—	19	19
	リスク・ウェイト250%	—	6,539	6,539	—	6,539	6,539
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		5,599	341,451	347,051	5,950	344,056	350,007

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機 構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関 向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金 融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	182	—	—	168	—	—
中小企業等向け及び個人 向け	87	5,601	—	102	5,554	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	13,629	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	1	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	26	—	—	24	29	—
合計	296	5,602	—	296	19,213	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	8,470	8,470	8,524	8,524
合計	8,470	8,470	8,524	8,524

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	134	200
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	2,045	1,810	257	215
2	下方平行シフト	—	—	31	31
3	スティープ化	2,437	2,303		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	485	435		
7	最大値	2,437	2,303	257	215
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	13,411		13,151	

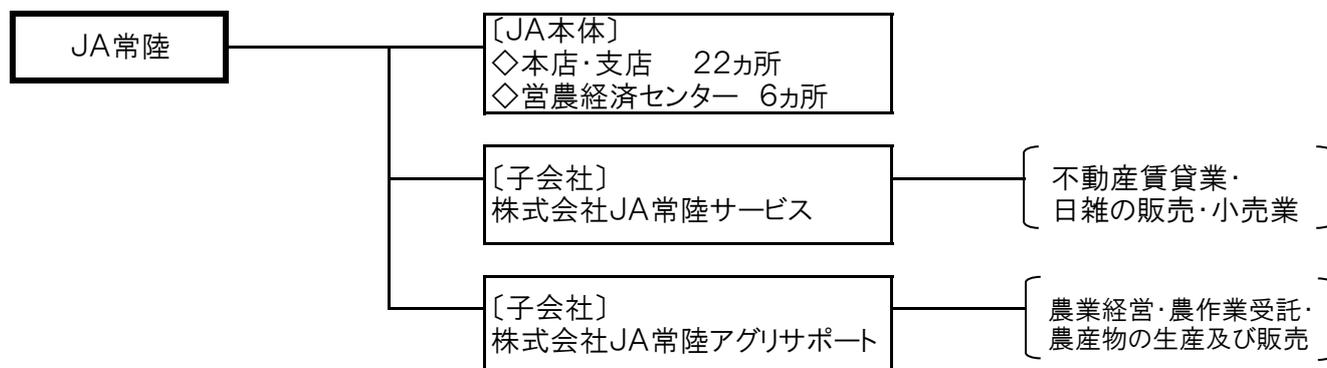
連結情報編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

グループの概況

1. グループの事業系統図

JA常陸のグループは、当JA、子会社2社で構成されています。
 このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は2社です。
 なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



2. 子会社等の状況

(単位:百万円)

名 称	主たる営業所 又は事務所の 所在地	事業の内容	設立 年月日	資本金又 は出資金	当JAの議 決権比率	当JA及び他の 子会社等の 議決権比率
株式会社JA常陸 サービス	常陸太田市 山下町3889	不動産賃貸業・ 日雑の販売・小売業	H2.5.23	96	100.0%	100.0%
株式会社JA常陸 アグリサポート	常陸大宮市 東野3218-2	農業経営・農作業受託・ 農産物の生産及び販売	H14.7.29	99	99.3%	99.3%

3. 連結事業概況(令和5年度)

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

連結決算の内容は、連結経常利益5億11百万円、連結当期剰余金1億19百万円、連結純資産150億77百万円、連結総資産3,492億82百万円で、連結自己資本比率は12.71%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

ア. 株式会社JA常陸サービス

2棟のアパート及びテナントを管理運営し、不動産賃貸事業売上高は34百万円となり当期純利益は12百万円となりました。

Aコープ事業につきましては、葬祭部との連携を図り地域住民に寄り添った事業展開を行ってまいりました。売上高は6億61百万円となりましたが、当期純利益は▲4百万円となりました。

(株)JA常陸サービス全体としての管理費を含め当期純利益は4百万円となりました。

イ. 株式会社JA常陸アグリサポート

令和5年度(株)JA常陸アグリサポートの主な売上高は育苗売上1億95百万円、乾燥売上1億61百万円、機械作業売上1億35百万円、農産物売上1億14百万円となり、総売上高6億10百万円、当期純利益▲19百万円となりました。

4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結経常収益 (事業収益)	21,320	17,353	15,960	15,020	14,861
信用事業収益	2,601	2,529	2,463	2,411	2,420
共済事業収益	1,715	1,557	1,478	1,413	1,307
農業関連事業収益	8,684	8,731	7,830	8,006	8,037
その他事業収益	8,319	4,534	4,188	3,188	3,094
連結経常利益	506	567	451	567	511
連結当期剰余金	148	286	229	349	119
連結純資産額	14,978	15,201	15,308	14,781	15,077
連結総資産額	353,312	351,741	350,055	346,165	349,282
連結自己資本比率	10.06%	10.60%	11.07%	11.89%	12.71%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

5. 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年1月31日現在)		令和5年度 (令和6年1月31日現在)	
	(資産の部)			
1. 信用事業資産		323,281		326,760
(1)現金	1,392		1,282	
(2)預金	234,229		235,881	
(3)有価証券	17,620		20,726	
(4)貸出金	68,668		67,500	
(5)その他の信用事業資産	1,519		1,498	
(6)貸倒引当金	▲ 149		▲ 128	
2. 共済事業資産		22		6
(1)その他の共済事業資産	22		6	
3. 経済事業資産		3,021		3,098
(1)経済事業未収金	1,461		1,439	
(2)経済受託債権	618		735	
(3)棚卸資産	878		861	
(4)リース債権及びリース投資資産	0		0	
(5)その他の経済事業資産	73		70	
(6)貸倒引当金	▲ 11		▲ 8	
4. 雑資産		870		823
5. 固定資産		9,986		9,612
(1)有形固定資産	9,962		9,588	
建物	12,459		12,332	
機械装置	2,726		2,751	
土地	5,865		5,757	
リース資産	37		41	
建設仮勘定	16		1	
その他の有形固定資産	2,706		2,713	
減価償却累計額	▲ 13,850		▲ 14,008	
(2)無形固定資産	24		23	
その他の無形固定資産	24		23	
6. 外部出資		8,330		8,329
(1)外部出資	8,330		8,329	
7. 繰延税金資産		652		651
資産の部合計		346,165		349,282

(単位:百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年1月31日現在)		令和5年度 (令和6年1月31日現在)	
(負 債 の 部)				
1. 信用事業負債		325,823		328,424
(1)貯金	322,053		325,051	
(2)借入金	2,980		2,971	
(3)その他の信用事業負債	788		402	
2. 共済事業負債		1,066		1,047
(1)共済資金	518		515	
(2)その他の共済事業負債	547		531	
3. 経済事業負債		1,131		1,285
(1)経済事業未払金	738		745	
(2)その他の経済事業負債	393		540	
4. 雑負債		910		902
(1)未払法人税	140		177	
(2)リース債務	8		20	
(3)資産除去債務	14		14	
(4)その他の負債	747		689	
5. 諸引当金		1,271		1,395
(1)賞与引当金	76		72	
(2)退職給付に係る負債	1,149		1,280	
(3)役員退職慰労引当金	25		31	
(4)その他の引当金	19		11	
6. 再評価に係る繰延税金負債		1,179		1,148
負債の部合計		331,383		334,205
(純 資 産 の 部)				
1. 組合員資本		13,255		13,692
(1)出資金	6,499		6,854	
(2)資本剰余金	0		0	
(3)利益剰余金	6,834		6,928	
(4)処分未済持分	▲ 69		▲ 80	
(5)子会社の所有する親組合出資金	▲ 10		▲ 10	
2. 評価・換算差額等		1,525		1,383
(1)その他有価証券評価差額金	▲ 1,375		▲ 1,316	
(2)土地再評価差額金	2,953		2,892	
(3)退職給付に係る調整累計額	▲ 53		▲ 191	
3. 非支配株主持分		1		1
純資産の部合計		14,781		15,077
負債及び純資産の部合計		346,165		349,282

6. 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和4年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日)		令和5年度 (令和5年2月1日から令和6年1月31日)	
1. 事業総利益		6,348		6,117
(1)信用事業収益		2,411		2,420
資金運用収益	2,269		2,294	
(うち預金利息)	(1,374)		(1,369)	
(うち有価証券利息)	(106)		(149)	
(うち貸出金利息)	(705)		(687)	
(うちその他受入利息)	(83)		(87)	
役務取引等収益	79		78	
その他事業直接収益	8		2	
その他経常収益	53		45	
(2)信用事業費用		216		371
資金調達費用	24		25	
(うち貯金利息)	(15)		(18)	
(うち給付補てん備金繰入)	(1)		—	
(うち借入金利息)	(0)		—	
(うちその他支払利息)	(7)		(5)	
役務取引等費用	40		38	
その他事業直接費用	—		151	
その他経常費用	151		156	
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲28)		(▲21)	
信用事業総利益		2,195		2,049
(3)共済事業収益		1,413		1,307
共済付加収入	1,322		1,245	
その他共済事業収益	90		61	
(4)共済事業費用		64		57
共済推進費	20		12	
その他共済事業費用	43		44	
共済事業総利益		1,349		1,250
(5)購買事業収益		5,130		5,060
購買品供給高	4,978		4,861	
購買手数料	23		34	
その他購買事業収益	128		165	
(6)購買事業費用		4,726		4,548
購買品供給原価	4,456		4,283	
購買品供給費	233		235	
その他購買事業費用	36		29	
購買事業総利益		403		512
(7)販売事業収益		724		801
販売品販売高	139		212	
販売手数料	515		512	
その他販売事業収益	69		75	

(単位:百万円)

科 目	令和4年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日)			令和5年度 (令和5年2月1日から令和6年1月31日)		
	(8)販売事業費用		253		300	
販売品販売原価	62			113		
販売費	122			128		
その他販売事業費用	69			58		
販売事業総利益			470			500
(9)その他事業収益		5,340		5,270		
(10)その他事業費用		3,411		3,465		
その他事業総利益			1,929			1,805
2. 事業管理費			5,989			5,826
(1)人件費		3,934		3,824		
(2)その他事業管理費		2,054		2,002		
事業利益			359			290
3. 事業外収益			439			417
(1)受取雑利息		15		6		
(2)受取出資配当金		149		149		
(3)その他の事業外収益		274		261		
4. 事業外費用			231			196
(1)支払雑利息		0		▲0		
(2)その他の事業外費用		231		196		
経常利益			567			511
5. 特別利益			79			79
(1)固定資産処分益		2		0		
(2)その他の特別利益		76		78		
6. 特別損失			134			292
(1)固定資産処分損		38		38		
(2)減損損失		62		205		
(3)その他の特別損失		33		48		
税金等調整前当期利益			512			297
法人税、住民税及び事業税			173			208
法人税等調整額			▲11			▲30
法人税等合計			162			178
当期利益			350			119
非支配株主に帰属する当期利益			0			▲0
当期剰余金			349			119

7. 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	(令和4年2月1日から令和5年1月31日)	(令和5年2月1日から令和6年1月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	512	297
減価償却費	378	362
減損損失	62	356
貸倒引当金の増減額(▲は減少)	▲ 27	▲ 23
賞与引当金の増減額(▲は減少)	▲ 1	▲ 3
退職給付に係る負債の増減額(▲は減少)	31	▲ 8
その他引当金の増減額(▲は減少)	4	▲ 2
信用事業資金運用収益	▲ 2,277	▲ 2,298
信用事業資金調達費用	24	25
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 165	▲ 155
支払雑利息	0	▲ 0
有価証券関係損益(▲は益)	▲ 0	1
固定資産売却損益(▲は益)	35	37
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(▲)減	▲ 1,624	793
預金の純増(▲)減	9,651	▲ 1,827
貯金の純増(▲)減	▲ 2,994	2,997
信用事業借入金の純増(▲)減	▲ 21	▲ 9
その他の信用事業資産の純増(▲)減	▲ 26	20
その他の信用事業負債の純増(▲)減	5	▲ 15
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増(▲)減	▲ 93	▲ 2
未経過共済付加収入の純増(▲)減	1	▲ 15
その他の共済事業資産の純増(▲)減	▲ 16	16
その他の共済事業負債の純増(▲)減	▲ 1	▲ 0
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減	80	21
経済受託債権の純増(▲)減	▲ 185	▲ 117
棚卸資産の純増(▲)減	▲ 46	17
支払手形及び経済事業未払金の純増(▲)減	17	6
経済受託債務の純増(▲)減	71	151
その他の経済事業資産の純増(▲)減	▲ 5	3
その他の経済事業負債の純増(▲)減	14	▲ 4
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(▲)減	90	47
その他の負債の純増(▲)減	17	▲ 30

(単位:百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	(令和4年2月1日から令和5年1月31日)	(令和5年2月1日から令和6年1月31日)
未払消費税等の増減額(▲は減少)	42	▲ 26
信用事業資金運用による収入	2,305	2,299
信用事業資金調達による支出	▲ 25	▲ 22
小 計	5,831	2,893
雑利息及び出資配当金の受取額	165	155
雑利息の支払額	▲ 0	0
法人税等の支払額	▲ 109	▲ 172
事業活動によるキャッシュ・フロー	5,887	2,876
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 6,360	▲ 3,550
有価証券の売却による収入	1,697	197
有価証券の償還による収入	245	153
補助金の受入れによる収入	2	47
固定資産の取得による支出	▲ 136	▲ 305
固定資産の売却による収入	25	82
外部出資による支出	—	▲ 55
外部出資の売却等による収入	1	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 4,525	▲ 3,430
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	511	465
出資の払戻しによる支出	▲ 122	▲ 109
持分の取得による支出	▲ 55	▲ 69
持分の譲渡による収入	55	69
出資配当金の支払額	▲ 55	▲ 88
財務活動によるキャッシュ・フロー	333	267
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	1,695	▲ 340
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,872	3,568
7 現金及び現金同等物の期末残高	3,568	3,282

8. 連結注記表

令和4年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- 連結子会社の数 : 2社
連結子会社の名称 : 株式会社JA常陸サービス、株式会社JA常陸アグリサポート

(2) 持分法の適用に関する注記

持分法適用の関連法人はありません。

(3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)
その他有価証券
① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品(一品管理) : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(グループ管理) : 売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
販売品(米・大豆等) : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
加工品(ほしいも) : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
宅地等(販売用不動産) : 個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産 : 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- 耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
- 取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(4)引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

なお、連結子会社は、退職給付に係る資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 葬祭友の会引当金

笠間地区の「あんしん友の会」会員の割引特典額制度の利用に伴う費用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を合理的に見積り計上しています。

(5)収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、ほしいも・精米加工・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う(又は提供する)事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦ 直売所(販売事業・その他事業)

組合員が生産・加工した農産物等を、当組合の直売所を利用して委託販売しようとする事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、受託品の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び受託販売品の販売委託者に支払った概算金、追加払い、精算金を計上しております。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、

当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しています。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点または代金等を弁済した時点で組合員に所有権を移転しております。

素牛の受入高については、損益計算書の購買品受入高に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しております。組合員が肥育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、貸借対照表の経済事業資産に計上しています。また、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し、所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の受取雑利息に計上しています。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として役務・サービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年3月 26 日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 収益の計上時期の変更

販売事業の一部の取引において、従来は、代金を収受した時点で収益を認識していましたが、販売品の引き渡し時点で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(3) 米穀共同計算にかかる収益認識

米穀の県域共同計算において、従来は、代金を収受した時点で収益を認識しておりましたが、県域全体での販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、22 百万円減少しております。また、当事業年度の購買事業収益が 451 百万円、購買事業費用が 451 百万円減少、販売事業収益が 1 百万円減少、利用事業収益が 619 百万円、利用事業費用が 619 百万円減少しております。これにより当事業年度の事業収益が 1,072 百万円、事業費用が 1,070 百万円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が 1 百万円それぞれ減少しております。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年7月4日)第 44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はあ

りません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(1) 事業所臨時職員・パート職員・派遣職員の直接労務費の表示方法

前事業年度まで、事業所臨時職員・パート職員・派遣職員の直接労務費については、事業管理費の「人件費」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より収益認識会計基準が適用となることに伴い、事業収益・費用の見直しを行ったことを契機に、JA経営基盤の確立・強化の一環として、各事業の損益の精度を高めるため、当事業年度より事業所臨時職員・パート職員等の直接労務費を各事業の事業費用並びに事業外費用に表示することに変更しました。

この結果、購買事業費用が204百万円、販売事業費用が140百万円、加工事業費用が51百万円、利用事業費用が65百万円、宅地等供給事業費用が13百万円、その他事業費用が418百万円、事業外費用が3百万円それぞれ増加し、事業管理費が898百万円減少しております。

なお、この変更により、事業総利益が894百万円減少しております。また、事業利益が3百万円増加しておりますが、事業外費用が同額増加しているため、経常利益並びに税引前当期利益に与える影響はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 652百万円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として、連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 62百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 160百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,640 百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	土地	合計
1,387	92	1,055	61	33	10	2,640

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,009 百万円を為替決済取引にかかる決済保証金及び公金取扱の差入のために担保に供していません。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 54 百万円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 208 百万円、危険債権額は 194 百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は 70 百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 473 百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年3月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 12 年 1 月 31 日及び平成 13 年 1 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 2,511 百万円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年3月 31 日公布政令第 119 号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台

帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

7. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産(遊休資産及び賃貸資産)については各固定資産をグルーピングの単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、さとみ加工・物流センターは組合全体の共用資産としております。さらに、営農経済センター、資材センター、直売所及び農機センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
高萩介護支援センター	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
高場沼頭土地	遊休資産	土地	業務外固定資産
小瀬倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧黒沢支店敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
緒川上小瀬山林	遊休資産	土地	業務外固定資産
松平牛込河原	遊休資産	土地	業務外固定資産
日立市川尻町土地	遊休資産	土地	業務外固定資産
北茨城市中郷町粟野土地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧世矢支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧幸久支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧佐都支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧久慈キャッシュコーナー	遊休資産	土地	業務外固定資産
竜神デイサービスセンター	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
郡戸消防跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧瓜連給食センター	遊休資産	建物	業務外固定資産
旧黒前取次店倉庫加工	遊休資産	建物	業務外固定資産
旧長田加工所	遊休資産	建物	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

高萩介護支援センターについては事業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:百万円)

場所	減損損失に計上した額	うち土地	うち建物等
高萩介護支援センター	27	23	4
高場沼頭土地	31	31	0
小瀬倉庫敷地	0	0	0
旧黒沢支店敷地	0	0	0
緒川上小瀬山林	0	0	0
松平牛込河原	0	0	0
日立市川尻町土地	0	0	0
北茨城市中郷町栗野土地	0	0	0
旧世矢支店	0	0	0
旧幸久支店	0	0	0
旧佐都支店	0	0	0
旧久慈キャッシュコーナー	0	0	0
竜神デイサービスセンター	0	0	0
郡戸消防跡地	0	0	0
旧瓜連給食センター	0	0	0
旧黒前取次店倉庫加工	0	0	0
旧長田加工所	0	0	0
合計	62	56	5

④ 回収可能価額の算定方法

高萩介護支援センターの固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額等に基づき算定しています。

遊休資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等に基づき算定しています。

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、1百万円の棚卸評価損が含まれています。

宅地等供給事業費用には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、54千円の棚卸評価損が含まれています。

8. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が379百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	234,229	234,195	▲34
有価証券			
満期保有目的の債券	2,681	2,272	▲409
其他有価証券	14,938	14,938	—
貸出金	68,668		
貸倒引当金(*1)	▲149		
貸倒引当金控除後	68,518	69,251	732
資産計	320,368	320,658	289
貯金	322,053	321,954	▲99
負債計	322,053	321,954	▲99

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日)第 26 項に従い、経過措置を適用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,330
合計	8,330

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	234,229	0	0
有価証券			
満期保有目的の債券	108	15	17
其他有価証券のうち満 期があるもの	42	840	140
貸出金(*1,2)	5,027	4,030	3,570
合計	239,407	4,886	3,728
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
有価証券			
満期保有目的の債券	21	21	2,492
其他有価証券のうち満 期があるもの	440	440	14,614
貸出金(*1,2)	3,319	3,096	49,526
合計	3,781	3,557	66,633

(*1)貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)563百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローン680百万円については「5年超」に含めています。

(*2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等97百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(*1)	303,453	9,576	7,979
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	510	533	—

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

9. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	185	190	4
	小計	185	190	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	98	78	▲20
	地方債	796	719	▲77
	社債	1,600	1,283	▲316
	小計	2,495	2,081	▲413
合計		2,681	2,272	▲409

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券			
	社債	100	99	0
	小計	100	99	0
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	9,559	10,750	▲1,190
	地方債	1,082	1,152	▲70
	社債	4,029	4,386	▲357
	受益証券	167	200	▲32
	小計	14,838	16,489	▲1,650
合計		14,938	16,589	▲1,650

* 上記評価差額に繰延税金資産 274 百万円を加えた額▲1,375 百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
債券	1,697	8	—

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

10. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,403 百万円
勤務費用	195 百万円
利息費用	4 百万円
数理計算上の差異の発生額	▲174 百万円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>▲179 百万円</u>
期末における退職給付債務	3,248 百万円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,168 百万円
期待運用収益	15 百万円
数理計算上の差異の発生額	▲0 百万円
特定退職金共済制度への拠出金	154 百万円
確定給付型年金制度への拠出金	6 百万円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>▲139 百万円</u>
期末における年金資産	2,204 百万円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,248 百万円
特定退職金共済制度	▲1,995 百万円
<u>確定給付型年金制度</u>	<u>▲209 百万円</u>
未積立退職給付債務	1,043 百万円
<u>未認識数理計算上の差異</u>	<u>53 百万円</u>
貸借対照表計上額純額	1,096 百万円
退職給付引当金	1,096 百万円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	195 百万円
利息費用	4 百万円
期待運用収益	▲15 百万円
<u>数理計算上の差異の費用処理額</u>	<u>48 百万円</u>
合計	232 百万円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	58%
年金保険投資	25%
現金及び預金	3%
一般勘定	9%
<u>その他</u>	<u>5%</u>
合計	100%

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.59%
長期期待運用収益率	0.65%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 55 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和 14 年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、586 百万円となっています。

11. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	302 百万円
賞与引当金	20 百万円
賞与対応未払社会保険料	3 百万円
未払事業税	8 百万円
未収利息	9 百万円
組合員組織助成金	2 百万円
資産除去債務	3 百万円
役員退職慰労引当金	7 百万円
減価償却(減損損失分)	87 百万円
年度末賞与及び未払社会保険料	20 百万円
土地(減損損失分)	167 百万円
減価償却(借地土盛費用)	20 百万円
その他有価証券評価差損	455 百万円
その他	24 百万円
税務上の繰越欠損(子会社)	▲5 百万円
繰延税金資産小計	1,128 百万円
評価性引当額	▲471 百万円
繰延税金資産合計(A)	656 百万円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲0 百万円
固定資産過大計上額(資産除去債務)	▲3 百万円
繰延税金負債合計(B)	▲4 百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	652 百万円

(2) 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲4.0%
住民税均等割額	5.7%
評価性引当額の増減	35.2%
共同計算損失否認	3.2%
その他	▲37.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.7%

12. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は 30 年、割引率は 0.7%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	14 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
時の経過による調整額	0 百万円
<u>資産除去債務の履行による減少額</u>	<u>一百万円</u>
期末残高	14 百万円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、建物等の施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等の施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2)当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 1,279 百万円です。

令和5年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 : 2社
連結子会社の名称 : 株式会社JA常陸サービス、株式会社JA常陸アグリサポート

(2) 持分法の適用に関する注記

持分法適用の関連法人はありません。

(3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)
その他有価証券
① 時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(一品管理) : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(グループ管理) : 売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
販売品(米・大豆等) : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
加工品(ほしいも) : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
宅地等(販売用不動産) : 個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産 : 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

○取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で

均等償却を行っています。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(4)引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

なお、連結子会社は、退職給付に係る資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 葬祭友の会引当金

笠間地区の「あんしん友の会」会員の割引特典額制度の利用に伴う費用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を合理的に見積り計上しています。

(5)収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、ほしいも・精米加工・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う(又は提供する)事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦ 直売所(販売事業・その他事業)

組合員が生産・加工した農産物等を、当組合の直売所を利用して委託販売しようとする事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、受託品の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が行いプール計算する「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び受託販売品の販売委託者に支払った概算金、追加払い、精算金を計上しております。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しています。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点または代金等を弁済した時点で組合員に所有権を移転しております。

素牛の受入高については、損益計算書の購買品受入高に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しております。組合員が肥育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、貸借対照表の経済事業資産に計上しています。また、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し、所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益に計上しています。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として役務・サービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 651百万円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年1月に作成した事業計画書を基礎として、連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 205百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 136百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,645百万円であり、その内訳は、次のとおりです。
(単位:百万円)

建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	土地	合計
1,404	92	1,052	54	30	10	2,645

(2) 担保に供している資産

定期預金8,009百万円を為替決済取引にかかる決済保証金及び公金取扱の差入のために担保に供していません。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 70百万円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は223百万円、危険債権額は146百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は369百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成12年1月31日及び平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額2,377百万円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産(遊休資産及び賃貸資産)については各固定資産をグルーピングの単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、さとみ加工・物流センターは組合全体の共用資産としております。さらに、営農経済センター、資材センター、直売所及び農機センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
瓜連支店	営業用店舗	建物等	一般資産
山方支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
水府支店	営業用店舗	建物等	一般資産
五浦支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
日高支店	営業用店舗	建物等	一般資産
高萩介護支援センター	営業用店舗	土地、建物	一般資産
里美支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
旧めばえ直売所	賃貸用固定資産	土地、建物等	業務外固定資産
旧市毛支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
小瀬倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧黒沢支店敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
松平牛込河原	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧郡戸支所集荷場敷地	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
旧里美支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
馬場町土地	遊休資産	土地	業務外固定資産
北茨城市中郷町粟野土地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧東海会館	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
旧宮川支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産
豊浦直売所	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
郡戸消防跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
美和製茶工場	遊休資産	建物	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

瓜連支店、山方支店、水府支店、五浦支店、日高支店については、店舗再編により回収可能価額が著しく低下すると見込まれることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

高萩介護支援センター、里美支店については、事業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産のうち、旧めばえ直売所の資産は賃貸用固定資産として使用されていますが、土地の時価が著しく下落しており、減損の兆候に該当するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を

減損損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:百万円)

場所	減損損失に計上した額	うち土地	うち建物等
瓜連支店	12	—	12
山方支店	36	13	22
水府支店	15	—	15
五浦支店	62	53	8
日高支店	27	—	27
高萩介護支援センター	4	0	3
里美支店	5	0	4
旧めばえ直売所	25	25	0
旧市毛支店	1	1	—
小瀬倉庫敷地	0	0	—
旧黒沢支店敷地	0	0	—
松平牛込河原	0	0	—
旧郡戸支所集荷場敷地	0	0	0
旧里美支店	1	1	—
馬場町土地	0	0	—
北茨城市中郷町粟野土地	3	3	—
旧東海会館	3	3	0
旧宮川支店	2	2	0
豊浦直売所	1	1	0
郡戸消防跡地	0	0	—
美和製茶工場	0	—	0
合計	205	108	96

④ 回収可能価額の算定方法

一般資産及び賃貸用固定資産の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額等に基づき算定しています。

遊休資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等に基づき算定しています。

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、310千円の棚卸評価損が含まれています。

宅地等供給事業費用には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、62千円の棚卸評価損が含まれています。

7. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.32%上昇したものと想定した場合には、経済価値が521百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	235,881	235,817	▲64
有価証券			
満期保有目的の債券	2,960	2,530	▲430
其他有価証券	17,765	17,765	0
貸出金	67,500		
貸倒引当金(*1)	▲128		
貸倒引当金控除後	67,372	67,929	556
資産計	323,980	324,042	62
貯金	325,051	324,938	▲112
負債計	325,051	324,938	▲112

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,329
合計	8,329

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	235,881	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	20	24	30
その他有価証券のうち満 期があるもの	842	140	540
貸出金(*1, 2)	4,865	3,834	3,594
合計	241,610	4,000	4,165
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
有価証券			
満期保有目的の債券	30	30	2,829
その他有価証券のうち満 期があるもの	440	340	17,171
貸出金(*1, 2)	3,346	3,125	48,634
合計	3,817	3,495	68,635

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)538百万円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等99百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(*1)	309,255	9,493	5,353
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	504	444	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	84	88	3
	地方債	200	202	1
	小計	285	290	5
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	98	76	▲22
	地方債	976	883	▲92
	社債	1,600	1,279	▲320
	小計	2,675	2,239	▲436
合計		2,960	2,530	▲430

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債券			
	国債	198	196	2
	社債	902	900	1
	小計	1,100	1,096	3
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債券			
	国債	11,535	12,813	▲1,278
	地方債	1,229	1,310	▲80
	社債	3,733	3,936	▲202
	受益証券	166	200	▲33
	小計	16,665	18,260	▲1,595
合計		17,765	19,356	▲1,591

* 上記評価差額に繰延税金資産274百万円を加えた額▲1,316百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	194	2	—
合計	194	2	—

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しています。

当事業年度における減損処理額は、151百万円(うち、その他有価証券の社債151百万円)です。

なお、時価が「著しく下落した」と判断する基準は以下のとおりです。

当事業年度末における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,248百万円
勤務費用	183百万円
利息費用	19百万円
数理計算上の差異の発生額	▲126百万円
退職給付の支払額	▲229百万円
期末における退職給付債務	3,094百万円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,204百万円
期待運用収益	15百万円
数理計算上の差異の発生額	▲1百万円
特定退職金共済制度への拠出金	148百万円
確定給付型年金制度への拠出金	6百万円
退職給付の支払額	▲176百万円
期末における年金資産	2,197百万円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,094百万円
特定退職金共済制度	▲1,986百万円
確定給付型年金制度	▲211百万円
未積立退職給付債務	896百万円
未認識数理計算上の差異	191百万円
貸借対照表計上額純額	1,088百万円
退職給付引当金	1,088百万円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	181百万円
------	--------

利息費用	19百万円
期待運用収益	▲15百万円
数理計算上の差異の費用処理額	12百万円
合計	198百万円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	57%
年金保険投資	25%
現金及び預金	3%
一般勘定	10%
その他	5%
合計	100%

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.65%
長期期待運用収益率	0.65%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金54百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、495百万円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	300百万円
賞与引当金	19百万円
賞与対応未払社会保険料	3百万円
未払事業税	11百万円
未収利息	9百万円
組合員組織助成金	2百万円
資産除去債務	3百万円
役員退職慰労引当金	8百万円
減価償却(減損損失分)	102百万円
年度末賞与及び未払社会保険料	18百万円
土地(減損損失分)	189百万円
減価償却(借地土盛費用)	21百万円
その他有価証券評価差損	439百万円
その他	63百万円
繰延税金資産小計	1,193百万円
評価性引当額	▲538百万円
繰延税金資産合計(A)	655百万円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲0百万円
固定資産過大計上額(資産除去債務)	▲3百万円
繰延税金負債合計(B)	▲4百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	651百万円

(2) 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲6.9%
過年度法人税等還付税額	▲1.3%
住民税均等割額	9.7%
評価性引当額の増減	22.2%
機械等取得による税額控除	▲0.8%
その他	5.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	59.9%

11. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は30年、割引率は0.7%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	14百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
時の経過による調整額	0百万円
<u>資産除去債務の履行による減少額</u>	<u>一百万円</u>
期末残高	14百万円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、建物等の施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等の施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2)当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は1,095百万円です。

9. 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	0	0
2 資本剰余金増加高	—	—
資本準備金の積立による増加	—	—
3. 資本剰余金減少高	—	—
資本準備金の取崩による減少	—	—
4. 資本剰余金期末残高	0	0
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	6,533	6,834
2. 利益剰余金増加高	371	181
当期剰余金	349	119
土地再評価差額金の取崩による増加	21	61
3. 利益剰余金減少額	70	86
支払配当金	70	86
4. 連結剰余金期末残高	6,834	6,928

10. 農協法に基づく開示債権

農協法に基づく開示債権は、子会社において農協法に基づく開示債権がないため、当組合単体の農協法に基づく開示債権と同額です。

11. 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

区 分	項 目	令和4年度	令和5年度
信用事業	事業収益	2,411	2,420
	経常利益	2,195	2,049
	資産の額	323,281	326,760
共済事業	事業収益	1,413	1,307
	経常利益	1,349	1,250
	資産の額	22	6
農業関連事業	事業収益	8,006	8,037
	経常利益	1,536	1,583
	資産の額	2,881	2,973
その他事業	事業収益	3,188	3,094
	経常利益	1,267	1,234
	資産の額	140	124
計	事業収益	15,020	14,861
	経常利益	6,348	6,117
	資産の額	326,325	329,865

連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和6年1月末における連結自己資本比率は、12.71%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	常陸農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6,844百万円（前年度6,489百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和5年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,606	13,168
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,844	6,489
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	6,928	6,834
うち、外部流出予定額(▲)	85	86
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 80	▲ 69
コア資本に算入される評価・換算差額等	▲ 191	▲ 53
うち、退職給付に係るものの額	▲ 191	▲ 53
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	1	1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	9
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	9
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	181	371
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	13,598	13,498
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	17	17
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17	17
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

項目	令和5年度	令和4年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	17	17
自己資本		
自己資本の額((イ)―(ロ))(ハ)	13,773	13,533
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	95,892	100,781
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,040	3,109
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	▲ 1,023
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	4,040	4,133
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	12,441	13,030
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	108,334	113,812
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	12.71%	11.89%

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,392	—	—	1,282	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	11,048	—	—	13,213	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,084	—	—	6,358	—	—
外国の中央政府等以外の公共 部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	197	39	1	7	1	0
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	236,103	47,220	1,888	238,101	47,620	1,904
法人等向け	6,078	2,946	117	6,517	3,192	127
中小企業等向け及び個人向け	7,802	3,958	158	7,943	2,623	104
抵当権付住宅ローン	14,744	5,141	205	14,427	2,993	119
不動産取得等事業向け	2,162	2,136	85	1,603	1,582	63
三月以上延滞等	162	57	2	142	46	1
取立未決済手形	24	4	0	31	6	0
信用保証協会等保証付	35,376	3,521	140	36,020	3,587	143
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,790	1,790	71	1,789	1,789	71
(うち出資等のエクスポ ージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち重要な出資のエクスポ ージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	20,063	28,808	1,152	18,655	28,406	1,136
(うち他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象普通 出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポ ージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係るエク スポージャー)	—	—	—	—	—	—

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	134	0	0	200	0	0
(うちルックスルー方式)	134	0	0	200	0	0
(うちマナード方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	4,133	165	—	4,040	161
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	—	1,023	40	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	343,166	100,781	4,031	346,294	95,892	3,835
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	343,166	100,781	4,031	346,294	95,892	3,835
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 b		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 b		所要自己資本額 b=a×4%
	13,030		521	12,441		497
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	113,812		4,552	108,334		4,333

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当JAの令和5年2月1日から令和6年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年5月29日
常陸農業協同組合
代表理事組合長 秋山 豊

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 12)をご参照ください。

標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	令和4年度				令和5年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	343,032	69,038	19,101	162	346,094	67,814	22,156	142	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別残高計	343,032	69,038	19,101	162	346,094	67,814	22,156	142	
法人	農業	158	158	—	3	181	181	—	1
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	3	3	—	—	5	5	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	635	135	500	—	703	102	600	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,303	—	1,303	—	1,504	—	1,504	—
	運輸・通信業	1,603	—	1,603	—	1,604	—	1,604	—
	金融・保険業	245,052	682	2,203	—	246,223	—	2,403	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,859	440	488	—	2,871	547	339	—
	日本国政府・地方公共団体	17,330	4,329	13,001	—	19,584	3,879	15,704	—
上記以外	11	11	—	—	16	16	—	—	
個人	63,276	63,276	—	159	63,081	63,081	—	141	
その他	10,794	—	—	—	10,318	—	—	—	
業種別残高計	343,032	69,038	19,101	162	346,094	67,814	22,156	142	
1年以下	235,069	737	100		237,191	586	801		
1年超3年以下	2,539	1,637	901		1,949	1,267	601		
3年超5年以下	2,810	2,008	802		2,979	2,279	699		
5年超7年以下	2,126	1,984	141		3,254	3,068	185		
7年超10年以下	5,189	4,247	942		5,067	2,860	2,206		
10年超	74,037	57,823	16,214		74,833	57,172	17,660		
期限の定めのないもの	21,260	600	—		20,817	578	—		
残存期間別残高計	343,032	69,038	19,101		346,094	67,814	22,156		

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	20	9	—	20	9	9	0	—	9	0
個別貸倒引当金	167	150	1	166	150	150	135	0	150	135

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度						令和5年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	167	150	1	166	150		150	135	0	150	135	
国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計	167	150	1	166	150		150	135	0	150	135	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	167	150	1	166	150	1	150	135	0	150	135	0
業種別計	167	150	1	166	150	1	150	135	0	150	135	0

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リ 勘 ス ク 削 減 効 果	リスク・ウェイト0%	—	19,337	19,337	—	21,600	21,600
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	35,215	35,215	—	35,874	35,874
	リスク・ウェイト20%	500	237,004	237,505	600	257,331	257,932
	リスク・ウェイト35%	—	14,699	14,699	—	774	774
	リスク・ウェイト50%	5,098	5,044	10,143	5,349	132	5,482
	リスク・ウェイト75%	—	1,845	1,845	—	2,037	2,037
	リスク・ウェイト100%	—	21,853	21,853	—	19,872	19,872
	リスク・ウェイト150%	—	25	25	—	19	19
	リスク・ウェイト250%	—	6,539	6,539	—	6,539	6,539
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		5,599	341,565	347,165	5,950	344,184	350,134

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 118)をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機 構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関 向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金 融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	182	—	—	168	—	—
中小企業等向け及び個 人向け	87	5,601	—	102	5,554	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	13,629	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	1	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	26	—	—	24	29	—
合計	296	5,602	—	296	19,213	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 13)をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 120)をご参照ください

出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	8,330	8,480	8,329	8,534
合計	8,330	8,480	8,329	8,534

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	134	200
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(p. 122)をご参照ください。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	2,045	1,810	257	215
2	下方平行シフト	—	—	31	31
3	スティープ化	2,437	2,303		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	485	435		
7	最大値	2,437	2,303	257	215
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	13,411		13,151	

法定開示項目掲載ページ一覧

農協法による開示基準対比での掲載ページは以下のとおりです。

【単体情報】

＜法定開示項目(農業協同組合施行規則第204条関係)＞

開示基準項目	掲載ページ
1. 概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	34
○理事及び監事の氏名及び役職名	36
○会計監査人の名称	46
○事務所の名称及び所在地	43
○特定信用事業代理業者に関する事項	46
2. 主要な業務の内容	22
3. 主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	5
○直近の5事業年度における主要な業務の概況	87
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	87
・経常利益又は経常損失	87
・当期剰余金又は当期損失金	87
・出資金及び出資口数	87
・純資産額	87
・総資産額	87
・貯金等残高	87
・貸出金残高	87
・有価証券残高	87
・単体自己資本比率	87
・剰余金の配当の金額	87
・職員数	87
○直近の2事業年度における事業の概況	
＜主要な業務の指標＞	
・事業粗収益及び事業粗利益率	87
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	88
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	88
・受取利息及び支払利息の増減	88
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	89
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	89
＜貯金に関する指標＞	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	91
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	91
＜貸出金等に関する指標＞	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	92
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	92
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	93
・用途別の貸出金残高	94
・主要な農業関係の貸出実績	95
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	94
・貯貸率の期末値及び期中平均値	89
＜有価証券に関する指標＞	
・商品有価証券の種類別の平均残高	97
・有価証券の種類別の残存期間別残高	98
・有価証券の種類別の平均残高	97
・貯証率の期末値及び期中平均値	89

開示基準項目	掲載ページ
4. 業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	12
○法令遵守の体制	15
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9
○次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
＜指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合＞	
・手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	18
5. 組合の直近2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	48,50,84
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	96
・破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	96
○自己資本の充実の状況	
＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞	
●定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	20
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	20
・信用リスクに関する事項	114～117
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	118
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	120
・証券化エクスポージャーに関する事項	120
・オペレーショナル・リスクに関する事項	13
・出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	120
・金利リスクに関する事項	122
●定量的開示事項	
・自己資本の構成に関する事項	110
・自己資本の充実度に関する事項	112
・信用リスクに関する事項	114～117
・信用リスク削減手法に関する事項	118
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	120
・証券化エクスポージャーに関する事項	120
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	120～121
・リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	112,121
・金利リスクに関する事項	122
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	99
・金銭の信託	99
・デリバティブ取引	99
・金融等デリバティブ取引	99
・有価証券関連店頭デリバティブ取引	99
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	90
○貸出金償却の額	90
○会計監査人の監査	86

【連結情報(組合及び子会社等)】

<法定開示項目(農業協同組合施行規則第205条関係)>

開示基準項目	掲載ページ
1. 組合及びその子会社等の概況	
○主要な事業の内容及び組織の構成	126
○組合の子会社等に関する事項	126
・名称	126
・主たる営業所又は事務所の所在地	126
・資本金又は出資金	126
・事業の内容	126
・設立年月日	126
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	126
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	126
2. 組合及びその子会社等の主要な業務	
○直近の事業年度における事業の概況	127
○直近の5連結会計年度における主要な業務の概況	127
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	127
・経常利益又は経常損失	127
・当期利益又は当期損失	127
・純資産額	127
・総資産額	127
・連結自己資本比率	127
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	128,130,165
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	165
・破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○自己資本の充実の状況	
<自己資本の充実の状況に関する開示項目>	
●定性的開示項目	
・連結の範囲に関する事項	126
・自己資本調達手段の概要	166
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	169
・信用リスクに関する事項	172~175
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	176
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	177
・証券化エクスポージャーに関する事項	177
・オペレーショナル・リスクに関する事項	177
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	178
・金利リスクに関する事項	179
●定量的開示項目	
・自己資本の構成に関する事項	167
・自己資本の充実度に関する事項	169
・信用リスクに関する事項	172~175
・信用リスク削減手法に関する事項	176
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	177
・証券化エクスポージャーに関する事項	177
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	178
・リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	169,179
・金利リスクに関する事項	179
○事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益の額及び資産の額	165